

尾鷲市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年10月

尾鷲市

令和5年3月一部変更(軽微な変更)

令和5年9月一部変更(軽微な変更)

令和6年9月一部変更(重要変更)

令和7年7月一部変更(軽微な変更)

1 基本的な事項

(1) 市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
①自然条件	
②歴史的条件	
③社会的・経済的条件	
④過疎の状況	
ア 人口等の動向	
イ これまでの対策	
ウ 現在の課題と今後の見通し	
(2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・	3
①人口等の推移と見通し	
②産業構造の変化	
③地域の経済的な立地特性	
④社会経済的発展の方向性の概要	
(3) 行財政の状況・・・・・・・・	6
①行財政の現況と動向	
②施設整備の現況と動向	
(4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・	13
(7) 計画期間・・・・・・・・	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点・・・・・・・・	16
①過疎地域持続的発展特別事業	
ア移住・定住	
イ地域間交流	
ウ人材育成	
(2) その対策・・・・・・・・	17
(3) 計画・・・・・・・・	18

3 産業の振興

(1) 現状と問題点・・・・・・・・	19
①基盤整備	
ア農業 イ林業 ウ水産業	

- ②漁港施設
- ③経営近代化施設
 - ア農業 イ林業 ウ水産業
- ④地場産業の振興
 - ア生産施設 イ加工施設
- ⑤企業誘致
- ⑥観光又はレクリエーション
- ⑦過疎地域持続的発展特別事業
 - ア第1次産業 イ商工業・6次産業化 ウ観光 エ企業誘致
- ⑧その他

(2) その対策	26
(3) 計画	31
(4) 産業振興促進事項	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点	34
①市道 ア道路 イ橋りょう	
②農道	
③林道	
④自動車等 ア自動車	
⑤過疎地域持続的発展特別事業 ア公共交通	
(2) その対策	37
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42

5 生活環境の整備

(1) 現状と問題点	43
①水道施設 ア上水道 イ簡易水道	
②下水処理施設 ア都市下水道	
③廃棄物処理施設	

アごみ処理施設 イし尿処理施設

④火葬場

⑤消防施設

⑥公営住宅

⑦過疎地域持続的発展特別事業

ア生活 イ環境

⑧その他

(2) その対策	47
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点	54
①児童福祉施設	
ア保育所 イ児童館	
②認定こども園	
③高齢者福祉施設	
ア老人ホーム	
④障害者福祉施設	
ア地域活動支援センター イその他	
⑤福祉保健センター	
⑥過疎地域持続的発展特別事業	
ア児童福祉 イ高齢者・障害者福祉 ウ健康づくり エその他	
⑦その他	
(2) その対策	59
(3) 計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	63

7 医療の確保

(1) 現状と問題点	65
①診療施設	
ア病院	
②過疎地域持続的発展特別事業	
ア自治体病院 イその他	
⑦その他	
(2) その対策	66

(3) 計画	6 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	6 7

8 教育の振興

(1) 現状と問題点	6 8
①学校教育関連施設	
ア校舎 イ屋内運動場 ウ水泳プール エ教職員住宅 オスクールバス	
カ給食施設 キその他	
②社会教育施設、体育施設等	
ア公民館 イ体育施設 ウ図書館 エその他	
③過疎地域持続的発展特別事業	
ア義務教育 イその他	
(2) その対策	7 2
(3) 計画	7 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 6

9 集落の整備

(1) 現状と問題点	7 8
①過疎地域集落再編整備	
②過疎地域持続的発展特別事業	
ア集落整備	
(2) その対策	7 9
(3) 計画	8 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	8 0

10 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点	8 1
①地域文化振興施設等	
ア地域文化振興施設 イその他	
②過疎地域持続的発展特別事業	
ア地域文化振興	
(2) その対策	8 2
(3) 計画	8 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	8 3

過疎地域持續的發展特別事業分

過疎地域持續的發展特別事業分	84
----------------	----

1 基本的な事項

(1) 市の概況

① 自然条件

本市は、三重県南部の東紀州地域の中央に位置し、東西の距離21km、南北の距離19kmで、総面積は192.71km²、県全体の3.3%を占めています。

北は北牟婁郡紀北町に、南は矢ノ川峠を境に熊野市に、西は吉野熊野国立公園大台ヶ原を有する紀伊山地を控えて奈良県に接し、東は雄大な太平洋(熊野灘)を臨んでおり、海岸線は陸地が沈降し、海水が浸入して形成された典型的なリアス海岸で、南北の直線距離はわずか19kmですが、その延長は約100kmにも達し、尾鷲湾をはじめ多数の湾が入り組み、天然の良港を形成しています。

また、森林面積が17,705haと市の総面積の約92%が山林で、平坦地が極めて少ないため、湾奥の小低地から山間部にいたるまでを住宅地として利用しています。

② 歴史的条件

明治維新後、和歌山県、度会県を経て三重県の所轄区となり、明治22年(1889年)の市制町村制の施行により北牟婁郡尾鷲町となりました。

その後、昭和29年(1954年)6月には、尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村の1町4村が合併して市制を施行しました。

当時の人口は、33,188人、世帯数7,330戸で、新市名を尾鷲(おわせ)と呼称して現在に至っています。

③ 社会的・経済的条件

本市は、古くから漁業と林業が盛んな地域で、漁業では、大敷などの定置網や、養殖、また、近海・遠洋漁業の基地であり、第1次産業が主要産業でした。

しかし、都市部への人口流出、過疎・少子高齢化などの要因で後継者不足となり、現在、第1次産業は衰退しています。

地域経済全体では、生産年齢人口の減少による既存事業者の事業廃止、中心商店街の店舗数の減少などが見られます。

こうした状況のなかで、本市では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録された「熊野古道」を活用した集客交流産業の推進や、各産業を多面的に結びつけた「第6次産業」の構築など、地域振興施策を行ってきましたが、平成30年には、地域経済を牽引してきた中部電力尾鷲三田火力発電所が、昭和39年から56年間にも及ぶ稼働に幕を閉じ、事業が廃止されたほか、更に近年では、国道4

2号沿いへ進出した大型店舗の事業廃止などが相次いで見られ、本市の地域経済に更に大きな影響を及ぼしています。

交通に関しては、昭和34年の紀勢本線全面開通や、昭和43年には国道42号の開通、また、平成24年度には近畿自動車道紀勢線が「尾鷲北 IC」まで延伸されるとともに、平成25年には熊野尾鷲道路が「尾鷲南 IC」から「大泊 IC」まで開通し、大都市圏との時間的制約の解消が図られ、利便性は向上したものの、令和3年度には、「尾鷲北 IC」から「尾鷲南 IC」が開通することによるストロー現象の更なる加速により、本地域からの人口流出の増加や産業の空洞化などが懸念され、その対策が急務となっています。

④ 過疎の状況

ア 人口等の動向

市制施行後の昭和35年の国勢調査で34,534人あった本市の人口は、進学・就職による若年層の流出や、社会情勢の変化による企業活動の縮小などにより、減少を続け、平成27年には、1万6千人を超える人口が減少し、18,009人となっており、率にすると47.9%もの減少となっています。

なかでも、生産年齢人口の減少は、担い手不足や後継者不足などにより地域の様々な活動に大きな影響を与えると同時に、高齢者比率の増加にもつながり、これにより人口減少、少子高齢化が急速に進行してきました。

イ これまでの対策

このようななか、本市では、平成22年に「過疎地域自立促進特別措置法」の改正と同時に過疎地域に指定されてから現在に至るまで、「尾鷲市過疎地域自立促進計画」を策定し、同計画に基づき、小学校の耐震整備などの「教育の振興」や、道路の維持などの「交通通信体系の整備」、漁港施設など産業施設の維持管理などの「産業の振興」を図ってきました。

その間、平成23年までを計画期間とする、「第5次尾鷲市総合計画」に引続き、平成24年からの10年間を計画期間とした「第6次尾鷲市総合計画」を策定し、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」を将来都市像として、まちづくりを推進してきました。

そして、平成27年10月には、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に対する戦略をまとめました。

大きな衰退が見られる第1次産業では、深刻な後継者不足対策として、漁業においては、体験事業などの後継者確保関連事業を実施するとともに、第2次産業では、生産性の向上や製品の高付加価値化などの施策を講じてきました。

併せて、第3次産業においては、平成16年に世界遺産に登録された「熊野古道」を活用した集客交流産業や、みえ尾鷲海洋深層水を利活用する企業誘

致を図り、更には各産業を多面的に結びつけた第6次産業の構築を行うなど、本地域の産業振興を進め、雇用機会の拡大を推進してきました。

また、「第6次尾鷲市総合計画」における重点的な取り組みとして、主役を『人』とし、市民と行政が一体となって、子どもから大人まで生涯を通じた『おわせ人づくり』を進め、次代を担う人づくり、地域を支える人づくり、産業を支える人づくりなどに取り組んできました。

過疎対策事業としては、「尾鷲市過疎地域自立促進計画」に学校施設の安全性の確保が課題として挙げられていた、小学校校舎の耐震整備や、老朽化が進む漁港施設の整備など、平成22年から令和2年度までに、ハード事業で約40億円、ソフト事業で約9億円の事業を実施し、過疎対策を講じてきました。

ウ 現在の課題と今後の見通し

現在、団塊の世代と呼ばれる年齢構成のピークが65歳以上となったため、高齢者の増加も減少に転じ、今後、全ての年代において人口が減少することで、本市の総人口は、加速的に減少していくことが予想されており、そのことが最大の課題となっています。

今後も急激な人口増加や高齢者比率の低下などは見込めないものの、本市における課題解決に向けた施策を積極的に推進し、変化し続ける社会情勢を見極めながら、本市の持つ豊かな地域資源等の優位性を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の自立を図ることが重要となってきます。

今後は、令和4年を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」を本市のまちづくりの核として、「尾鷲市国土強靱化地域計画」や「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に整備するとともに、他の計画とも整合性を図ることで、各種の施策を一体的に講じ、好循環を生み出すことで、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を目指し、積極的に取り組みを進めていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口等の推移と見通し

市制施行後の昭和35年の国勢調査で34,534人あった本市の人口は、進学・就職による若年層の流出や、社会情勢の変化による企業活動の縮小などにより、減少を続け、平成27年には、1万6千人を超える人口が減少し、18,009人となっており、率にすると47.9%もの減少となっています。

年齢階層別にみると、年少人口(0歳～14歳)で83.5%の減少、生産年齢人口(15歳～64歳)では、59.2%の減少となっている一方で、老年人口(65歳以上)は334%の増加となっており、それに伴って高齢者比率も、6.39%から40.95%と大幅に増加しています。

「尾鷲市人口ビジョン」の人口の将来展望では、2060年の総人口として、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠では、6,275人まで減少すると予測されていることに対し、自然動態と社会動態を改善させることにより、9,018人を確保できることを見込んでいます。

各年齢階層別の見通しとしては、年少人口(0歳～14歳)では、合計特殊出生率の改善と社会移動の均衡により、令和17年ごろを目途に下げ止まりの傾向を示し、その後親世代の回復までは、横ばい又は微減で推移すると見込んでおり、生産年齢人口(15歳～64歳)は、年少人口より遅れて上昇効果が現れるため、令和32年まで減少を続け、その後横ばいで推移すると見込んでいます。

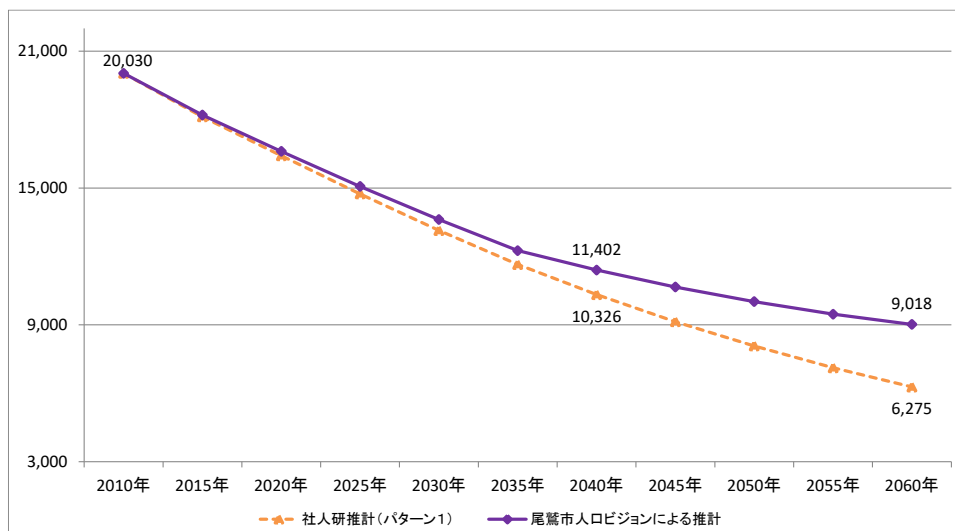
一方で、老年人口は現在増加のピークを迎えており、今後は減少に向かうと見込んでいます。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 34,534	人 31,797	% 92.07	人 27,114	% 85.27	人 22,103	% 81.52	人 18,009	% 81.48
0歳～14歳	10,666	7,908	74.14	4,600	58.17	2,569	55.85	1,754	68.28
15歳～64歳	21,660	20,546	94.86	17,752	86.40	12,653	71.28	8,833	69.81
うち15歳～29歳(a)	8,625	6,110	70.84	4,084	66.84	2,312	56.61	1,509	65.27
65歳以上(b)	2,208	3,343	151.40	4,762	142.45	6,881	144.50	7,375	107.18
(a)/総数 若年者比率	% 24.98	% 19.22	—	% 15.06	—	% 10.46	—	% 8.38	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.39	% 10.51	—	% 17.56	—	% 31.13	—	% 40.95	—

表1-1(2) 人口の見通し

単位:人



② 産業構造の変化

昭和35年の第1次産業の産業別構成比率は30.6%ありましたが、平成12年頃までには6.6%まで大きく減少し、その後は平成27年で6.4%と横ばいとなっています。

第2次産業は、昭和35年の26.5%から平成2年の29.1%をピークに徐々に減少しており、平成27年には19.4%となっています。

第1次産業、第2次産業の比率が減少する一方で、第3次産業の比率は、昭和35年には42.9%であったものが、平成27年には73.5%と増加しています。

しかし、その第3次産業も産業構成別人口では、昭和60年の8,504人をピークとして年々減少し、平成27年には5,995人となり、地域経済全体で見れば、生産年齢人口の減少により、全盛期に比べると衰退しています。

③ 地域の経済的な立地特性

本市は、三重県南部に位置し、道路交通網に関しては、国道42号、311号を幹線道路とし、大都市圏への移動は近畿自動車道紀勢線の「尾鷲北IC」より移動しています。

車で移動する場合、名古屋までは道路距離で約170km、時間にして約2時間半、大阪までは道路距離で約230km、時間にして約3時間を要し、高速道路開通により、利便性が格段に向上したとはいえ、大都市圏との距離的・時間的な制約はまだまだ大きく感じられます。

また、本市は太平洋に面し、リアス海岸の天然の良港に恵まれ、市内には重要港湾である尾鷲港を有しています。

④ 社会経済的発展の方向性の概要

平成21年における事業者数は、全ての産業を合わせて1,606事業所であったものが、平成28年では1,321事業所にまで減少しています。

従業者数に関しても9,518名から6,992名となり、過疎・少子高齢化や、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止などの要因もあり、全体的に事業所・従業者が減少しています。

しかしながら、海洋深層水などの地域資源を活用した事業・企業誘致や六次産業化、「熊野古道」をはじめとする豊かな自然や歴史などの地域資源を活かした集客交流人口を増やす取り組みを継続して行ないます。

また、平成30年に廃止された、中部電力尾鷲三田火力発電所の63万4千㎡の広大な跡地を活用することで、「雇用の創出」と「集客交流人口の増加」を目指し、中部電力や尾鷲商工会議所と連携する中で、「おわせSEAモデル協議会」を立ち上げ、地域にある資源・資産を活用しながら、循環型社会を構築し、本市の経済が持続的に発展することを目標として取り組みを進めて行きます。

(3) 行財政の状況

① 行財政の現況と動向

平成22年度から令和元年度までの財政状況は、表1-2(1)の通りですが、歳入については、一般財源が減少傾向にあり、特に主な自主財源である市税収入が、人口減少、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止等の影響を受け、年々減少が続いており、依存財源である地方交付税の割合が大きくなっています。

また、地方債については、東日本大震災以降、緊急防災・減災の観点から大規模災害に備えた小・中学校、保育園、市役所本庁舎等の耐震整備事業等を積極的に進めてきたことから、引き続き高い水準となっています。

歳出については、義務的経費において一定の減少が見られ、特に人件費が職員数の減少等により減少しているものの、社会保障関係経費や過去に発行した地方債に係る公債費は増加傾向にあります。

投資的経費は、前述の耐震整備事業や公共施設等の維持管理、改修、更新などを実施していますが、公共施設等の老朽化は進む一方であり、今後も更新費用が必要となることから、「尾鷲市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化対策を進める必要があります。

主な財政指標の状況については、健全化判断比率の一つである将来負担比率は改善しているものの、地方公共団体の財政力を示す財政力指数が年々悪化しており、また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も悪化しています。

こうした厳しい財政状況の中にあっても、本市が直面する様々な行政課題を解決していかなければならず、そのためには安定的かつ持続可能な財政運営が極めて重要であり、その実現に向けて、より一層の歳入の確保及び歳出の抑制について検討を行い、実行することで、財政の健全化を計画的に推進していきます。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,441,654	10,879,905	10,410,136
一般財源	6,413,593	6,335,361	6,297,504
国庫支出金	1,130,176	1,111,647	943,141
都道府県支出金	628,947	639,777	532,455
地方債	1,074,800	1,197,300	917,200
うち過疎債	392,500	448,400	182,300
その他	1,194,138	1,595,820	1,719,836
歳出総額 B	10,198,197	10,548,648	10,216,960
義務的経費	4,662,992	4,452,198	4,400,717
投資的経費	1,196,898	1,189,741	983,155
うち普通建設事業	1,196,898	1,188,742	916,406
その他	4,338,307	4,906,709	4,833,088
過疎対策事業費	392,500	448,400	182,300
歳入歳出差引額 C(A-B)	243,457	331,257	193,176
翌年度へ繰越すべき財源 D	75,137	81,340	735
実質収支 C-D	168,320	249,917	192,441
財政力指数	0.412	0.391	0.377
公債費負担比率	14.3	13.8	16.2
実質公債費比率	11.5	12.6	11.6
起債制限比率	9.0	10.0	9.0
経常収支比率	89.6	95.5	98.2
将来負担比率	108.0	65.0	45.7
地方債現在高	10,199,423	11,071,623	9,964,442

② 施設整備の現況と動向

本市の施設整備の状況については、市道等の道路関係の整備は行われているものの、今後、維持補修等を行っていく必要があります。

また、農道・林道の整備については、高齢化した従事者対策や後継者対策としても重要であり、生産性の向上を図り、今後も推進する必要があります。

水道の普及率は非常に高い数値を維持していますが、本市の地理的特性のため簡易水道施設により給水している地区もあります。

今後も安定した供給を行うために、それら施設の維持・修繕を行っていきます。

また、病院の人口千人あたりの病床数については、尾鷲総合病院の病床数が維持されていることから、過疎・少子高齢化等に伴い、本市の人口が減少していることにより、逆に千人あたりの病床数は増加する結果となっています。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	-----	35.07	36.33	38.60	38.83
舗 装 率 (%)	-----	65.21	70.80	71.31	75.37
農 道					
延 長(m)	-----	10,494	10,494	10,494	10,716
耕地1ha 当たり農道延長(m)	68	78	99	130	158
林 道					
延 長(m)	14,750	37,329	62,789	68,994	68,994
林野1ha 当たり林道延長(m)	0.8	2.1	3.6	3.9	3.9
水 道 普 及 率 (%)	99.69	99.80	99.80	99.82	99.93
水 洗 化 率 (%)	-----	-----	-----	60.31	71.60
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.77	10.1	11.0	12.1	15.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「尾鷲市過疎地域自立促進計画」に基づき、これまでハード・ソフト両面から様々な取り組みを実施してきましたが、現在もなお続く、過疎・少子高齢化や人口の流出、産業構造の転換などの課題がある中、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を目指し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るため、次の項目に重点をおいた施策を展開します。

① 新しい人の流れの創出

人口減少は、地域経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こす悪循環を生むリスクがあります。

このことから、人口減少に歯止めをかけるため、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、安定した雇用を創出し、新しいひとの流れをつくり、さらには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることで、「しごと」と「ひと」の好循環を作るとともに、その好循環を支えるための、まちの活性化を図ります。

さらには、現在策定中の「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第7次尾鷲市総合計画」をまちづくりの核として、一体となって策定することで、本市が目指す将来都市像から縦串を通し、また、各種計画や施策とは横串を通しながら、なお一層の地方創生を推進していきます。

また、現在、「おわせSEAモデル協議会」で進めています「おわせSEAモデル構想」の実現により、新しい人の流れを創り出し、産業を振興することで、「集客交流人口の拡大」と「雇用の創出」を図り、地域活性化につなげていきます。

② 食のまちづくりの推進

本市には、“自然の恵みによる食”、また、先人が残した“技による食”の大きな財産があります。この財産により、私たちは、生命、健康を守り、生活していくための産業を興し、地域ごとの文化や伝統を継承するとともに、これまでの本市の発展に大きく寄与してきました。

これら「食」の産業を更に活用し、地域内外への様々な方法により販路の拡大を実施することで、地域産業の振興を進め、雇用の拡大をはじめ地域活性化を図っていきます。

③ 過疎・少子高齢化への対応

本市においては、過疎・少子高齢化の進行が続く中、旧尾鷲町内以外の全ての集落で限界集落と呼ばれる高齢化率が50%以上となり、1人暮らしの高齢者が増えています。

このようななか、それぞれの地域における担い手不足により、これまで地域が支

えてきた仕組みや機能も薄れつつあります。

今後は、子どもから高齢者まで、みんなが地域でいきいきと暮らせるまちを目指すとともに、地域で持続的に住み続けられる仕組みを構築していきます。

④ 安全・安心なまちづくり

風水害、地震などの自然災害による被害については、防災対策の充実・強化を図っているものの、近年には、短時間強雨の発生頻度の増加などにより、これまで想定してこなかった新たな防災上の課題が生じてきています。

また、三重県が公表した地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震(マグニチュード9.1)で、津波の高さが最大は早田町で約17メートル程度、尾鷲湾では約11メートル程度と想定されており、甚大な被害の恐れがあります。

これらの災害に対して市民の安全を守るため、公共施設の耐震化、道路整備や避難所の整備とともに、「ひと」の知恵をいかした減災の取り組みが特に重要になっています。

⑤ 安心して暮らすための支援

団塊の世代が75歳を迎え、医療・介護ニーズがピークに差し掛かる2025年を目前に控え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進していく必要があります。

また、地域で安心して暮らしていくためには、病気やけがを負った際に地域の医療機関で治療できる医療体制を維持していくことが重要です。

しかしながら、地方の医師不足や診療科の細分化、偏在等により、この地域の中核を担っている市立の尾鷲総合病院においても、勤務する医師が減少傾向にあり、また、看護師や薬剤師等の医療技術者についても、全国的に不足していることもあり、現状の医療体制を維持していくことは、大変難しい状況となっています。

こういった状況においても、今後、この地域の中核を担う尾鷲総合病院として持続可能な病院運営を行うため、当地域の医療需要に見合った形に医療体制を見直しながら、引き続き救急医療体制を維持していきます。

健康づくりにおいては、市民主導の健康づくりの展開に向け、特定健診やがん検診など生活習慣病予防対策、予防接種などの感染症予防対策とともに、健康相談や健康講演会などを実施していますが、健康づくりに対する市民意識が希薄であり、各関係機関と連携したさらなる事業展開の充実が必要です。

高齢者福祉では、食事の支援や安否確認を行う配食サービス、緊急通報システムの設置などとともに、高齢者が在宅で元気に暮らせるよう介護予防事業を展開してきました。

今後、高齢化がより一層進むことを考えると、行政サービスだけではなく、地域住民を始めとする多様な主体が協働しながら、家族や地域とともに高齢者を支えるしくみを構築する必要があります。

障がい者福祉では、障害者総合支援法に基づきさまざまな支援を行っていますが、障がい者を取り巻く環境は依然として厳しく、障がい者が地域のなかで安心して暮らしていくためには、生活支援や就労支援とともに、療育からの途切れのない支援を行っていく必要があります。

子育て支援においては、本市の子どもの数が年々減少していくなか、共働き世帯の増加や核家族化など子どもや子育てを取り巻く環境は変化してきています。

放課後児童クラブの設置や子育て支援センターの設置、延長保育や一時預かり保育等を実施し、仕事と子育ての両立や子どもの育ちへの支援など、子育て支援に向けた環境整備に取り組んでおり、今後、家庭や地域が共に子育てできる環境を整えるために、さらなる充実を図っていきます。

⑥ 美しい自然環境の保全

本市は、森林面積が17,705haと市の総面積の約92%が山林で、また、沿岸部には変化に富んだリアス海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、日常生活や社会経済活動により、景観や生態系の変化といった自然環境への影響が危惧されています。

恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくため、市民自らが自然環境に親しみ、大切にする気運を醸成し、市民、行政、企業がそれぞれの役割のもと、一体となって自然環境の保全に取り組む必要があります。また、今後についても、温室効果ガス排出量の削減や、ごみ減量・再資源化の推進なども引き続き取り組んでいく必要があります。

また、水源涵養、自然環境の保持など、国土保全という重要かつ多面にわたる公益的機能の観点と、温室効果ガス排出削減・吸収活動としての、森林経営活動、植林活動によるCO₂吸収量の増大を図る観点から、バランスが取れた豊かな生態系を守り、森林の適正管理による「山と海との循環」を図る取り組みも重要となっています。

⑦ 地場産業の活性化

産業基盤であった漁業や林業は、従事者の高齢化や後継者不足、生産量の低下や価格の低迷などにより衰退し、また、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止が決定され、石油コンビナート関連企業の事業縮小により、本市の経済活動は厳しい状況が続くことから、地場産業である水産業と林業の振興政策と同時に、商工業の振興施策を実施し、地域経済の活性化を促し地域雇用の拡大を目

指した事業の推進が必要となっています。

本市には、地域に根差した地場産品を製造販売している事業者が多く、地域の生活・文化・経済を維持していくためには、サプライチェーン・マネジメントの実施をはじめ、SDGsに基づき地域での生産活動等が持続できるよう施策を講じるほか、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した社会構造の変化に適用するよう、地域と一体となった商工業推進施策の取り組みが必要となっています。

⑧ 市政への市民参画の拡大

まちづくりを進めていく上で、市民と行政の「パートナーシップの形成」が不可欠であり、情報の共有化や市民活動への支援、育成が必要です。

単に行政が情報を公開するだけではなく、様々な手段によって積極的に情報を発信し、さらには市民がその情報に対するチェック機能を強化することで、市民の行政に対する参画意識を高めていきます。また、計画段階から市民と行政が一体となって、施策展開を図ることで、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

さらに、政策に対する市民ニーズや、要求に対する受益と負担の関係を明確にする契機にもなり、行政と市民との関係をより適正なものにします。

本市においても、市民・団体への様々な支援、育成を行うとともに市民参画のための環境づくりが必要となっています。

例えば、本市のまちづくりの基本となる総合計画など、重要な計画策定において、市民参画を促し、積極的な情報公開を図ることで、「市民参加の在り方」に重点を置きつつ、市政への市民参画の拡大を図っていく必要があります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

項目	現状値	目標値	備考
人口(各年10月1日住民基本台帳人口)	(令和2年10月1日住民基本台帳人口) 17,253人	(令和7年10月1日住民基本台帳人口) 16,063人	「尾鷲市統計書」
社会増減	(令和2年度住民基本台帳転出異動数－転入異動数) ▲123人	(令和7年度住民基本台帳転出異動数－転入異動数) ▲82人	「住民基本台帳住民異動月計表」
生産年齢人口	(令和2年10月1日年齢別男女別人口構成) 47.4%	(令和7年10月1日年齢別男女別人口構成) 46.1%	「尾鷲市統計書」
市民アンケート施策毎満足度の平均値	(令和2年度アンケート実施分) 2.81	(令和7年度アンケート実施分) 2.88	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査結果報告書」

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における基本目標の達成状況については、毎年度議会への報告をするとともに、市のホームページ等に掲載し広く意見を求めます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」においては、公共施設に関し、更新費用試算額及び将来の人口減少を踏まえ、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を計ることとしており、また、インフラ資産に関しては、廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持することを前提としながらも、更新費用不足額及び将来の人口減少を踏まえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めることとしています。

本計画における自立して住み続けられる地域づくりとその持続的発展を行うため

には、将来負担の均衡と低減、そして現存する最低限のインフラを維持していくことは必要不可欠であることから、「尾鷲市公共施設等総合管理計画」で示した以下の方針を踏まえ、以降の各項目について検討します。

① 点検・診断等の実施方針

現状行っている定期点検を引き続き適切に行うとともに、施設ごとの点検・診断等の実施結果を蓄積し、その実施状況等を把握できるようにします。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化調査等を実施することなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握した上で検討を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準に適合するような改修や更新に努め、全ての人が利用しやすい公共施設等となるように取り組んでいきます。

管理運営にあたっては、官民連携の手法の活用を検討するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの縮減に努めます。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、避難施設又は防災拠点施設かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

④ 耐震化の実施方針

本市では施設の耐震化を進めているため、未耐震施設についても財政状況等を踏まえたうえで順次耐震化工事を行うように努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を認識するとともに、ライフサイクルコスト縮減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

⑥ 統合や廃止などの推進方針

公共施設等の将来の更新コストの試算結果から、そのための財源が不足していることが明らかになりました。

公共施設等の総量削減のために、公共施設等の統合、廃止など、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取り組みを進めていく必要があります。

公共施設の統合、廃止などの検討にあたっては、総量削減は財源確保の手段の一つであると捉え、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度などを意識して検討していきます。

また、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係についても検討するとともに、公共施設の多機能集約化(一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み)も検討します。

さらには、近隣自治体との連携を一層進めていき、広域の観点からも必要な公共施設等の保有量を検討します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 過疎地域持続的発展特別事業

ア 移住・定住

本市の人口は、昭和35年をピークに減少傾向が続いており、自然減・社会減が進行しています。

特に周辺地域においては、将来的には地域コミュニティの維持が困難であると思われ、早急に地域の核となる人材の導入が求められています。

令和2年度の住民基本台帳では、自然減が237人、社会減が123人となっており、このようななか、移住を促進するために、移住相談や移住におけるサポート体制を充実させ、さらには魅力ある仕事・空き家の提案、趣味等、新たな田舎暮らしと生活スタイルを提案し情報発信していくことが求められています。

また、コロナ禍における移住促進については、多様な働き方が推進され、地方移住の動きが再燃しています。

イ 地域間交流

令和2年度の本市へのふるさと納税件数は、本市の人口をはるかに超える2万件を超え、このことは、潜在的な関係人口の増加を表しています。

このようななか、本市で進めていく関係人口づくりの取り組みは、本市に定住する人と、本市に集まる人の持っている関わりを丁寧に拾い上げ、これからの尾鷲に繋いでいく地道な取り組みであり、それらを行う場づくりを進めていくことが求められています。

ウ 人材育成

本市の人口移動の動向を見ると、進学や就職のため、男女ともに10代から20代で大幅な転出超過となり、この世代で大きな人口流出があります。

このため、学生の頃から、地域を学び、地域への愛着や誇りを醸成することが求められています。

また、同時に若者の転出超過の原因の一つには、就職先が無いことも挙げられます。

このことから、雇用の創出を図ることとともに、若者の第1次産業離れは顕著であり、また、事業者の高齢化により、後継者不足が深刻となっていることから、その対策も必要となっています。

(2) その対策

① 過疎地域持続的発展特別事業

ア 移住・定住

都市部のビジネス感度の高い潜在的移住希望者や地方に興味を持っている事業者に対して、プロモーション活動を進めながら、交流や関係づくりを進めるために、空き家バンク及び仕事バンクを活用した、この地域での働き方や多様なライフスタイルを実体験できる体験型プログラムを実施し、移住促進に繋げるとともに、担い手、継業、地域産業へコミットし、移住・定住のための基盤づくりを行います。

また、地方での地域力の維持・強化を図るための人材確保として、地域外の人材(地域おこし協力隊)を積極的に招聘していきます。

イ 地域間交流

関係人口を創出していくため、地域住民や地域の事業者、団体などと継続的に、多様な形で関わりを創出し、地域と関わりを求める都市住民と地域のニーズとマッチングや、テレワークやワーケーションなど多様な働き方を推進していくことで、地域と人材を繋ぐコーディネートなどの環境整備を進め継続的に地域に関わる関係人口の創出や拡大に向けての取り組みを、市民・ボランティア団体・NPO 団体・企業・行政が一体となって行います。

ウ 人材育成

高校生が「自分が地元のために何かしたい、自分たちでもできることがある。」と感じるきっかけを作り、様々な組織や関係者などを巻き込むことができる地域づくりの人材育成を図るとともに、地域への愛着や誇りを醸成することで、将来、地域に定住する又は、一旦地域を離れても、地域に戻るといった選択の可能性を広げていきます。

また、漁業においては漁業体験や漁師塾を実施するなど、本市の第1次産業を支えていく為に、後継者の人材育成を行います。

さらには、木育など本市の豊かな自然環境と第1次産業・関連産業、文化を地域の子もたちが、より深く知り、体験できる体制づくりを通じた人材育成を行います。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	①過疎地域持続的発展特別事業			
	ア移住・定住	移住体験住宅事業	尾鷲市	
		空き家バンク事業	尾鷲市	
		尾鷲市移住支援補助事業	尾鷲市	
		定住移住情報発信事業	尾鷲市	
	イ地域間交流	地域との多様な関り創出事業	尾鷲市	
		テレワークワーケーション促進 事業	尾鷲市	
	ウ人材育成	尾鷲高校まちいく事業	尾鷲市	
		尾鷲市漁業体験教室事業	尾鷲市	
		漁業後継者確保支援整備事業	尾鷲市	
		漁師育成機関運営支援事業	尾鷲市	

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 基盤整備

ア 農業

本市の農業は、柑橘(甘夏)・水稻等を主体に経営されていますが、経営基盤は極めて弱く、農家数・就業者数・経営面積ともに減少の傾向にあり、農家の多くは他産業に従事して生計を維持している兼業農家です。

こうしたなか、農業の振興を図るため、農用地の有効利用、集落営農の育成、後継者づくり対策や、農道、農業用水路を中心とした基盤整備を進め、地域に対応した農業施策の推進や、農業経営の安定化に努める必要があります。

向井地区、三木里地区では、新規就農者の事業を活用した新しい担い手の確保や地元企業などによる、先進的な野菜作りや農業体験などの事業化に向けた検討がはじまり、また、天満地区では地域おこし協力隊を導入し、甘夏みかんの後継者としてはもとより、6次産業化を進めるなどの取り組みがはじまっていることから、こうした事業者と連携した新たな基盤整備を一体的に進める必要があります。

イ 林業

本市は森林面積が17,705haと市の総面積の約92%を占めており、特に急峻な地形と痩せた土地に密植多間伐という独自の林業が盛んに行われていることから、年輪が緻密であり、強靱で良質と評価の高い尾鷲ヒノキの産地として全国的にも認知されています。

林業は古くから本市の基幹産業として発展し、戦後における積極的な拡大造林の展開等により、林産物の生産供給を通じ地域の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、近年の林業界を取り巻く情勢は、輸入木材との競合による価格の低迷や、集成材の利用・建築工法の変化に伴う国産材離れ等によって需要量が低下しており、このため、林業の採算性が悪化し、国庫補助事業等を利用しなければ持続的森林経営が難しい状況となっていることから、今後、適正管理が行われない放置森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されています。

このことから、中・長期計画に即した適正な間伐、保育の実施や、その推進の

ために不可欠な林道等の施設整備を効率的に推進するとともに、減少・高齢化している林業従事者を確保していくことが重要となっています。

また一方で、近年の地球温暖化対策における温室効果ガス排出削減・吸収活動としての森林機能の維持は、国家的なプロジェクトが組まれるなど、SDGs などにも表される世界的な取り組みとなっており、企業等の温室効果ガス排出削減活動ともあいまった新しい形での森林保全のあり方は、今後の林業経営にも大きく影響を与えます。

こうしたなかで、本市においても、市有林事業における国際的森林認証制度であるFSCの10の原則と70の基準をクリアしたFSC認証林としての持続可能な森林経営、森林管理が今後の課題となっています。

ウ 水産業

本市は熊野灘に面したリアス海岸を有し、その複雑な海岸地形は天然の良港を形成するとともに、大小の天然礁が存在しています。

また、沖には黒潮が流れ込む良質で豊かな漁場が存在することから、かつては沿岸・遠洋漁業と多種にわたり盛んでした。

特に近海・遠洋カツオ・マグロ漁が盛んであったものの、経営体・統数とも減少し、現在では定置網漁業・マダイ等魚類養殖が漁業の中心となっています。

近年の地球温暖化を含めた海洋環境変化は、沿岸部の漁業形態にも大きな影響を与えており、こうした環境変化は、単なる高水温化のみではなく、複雑な経路を経て影響することが多いことから、今後も、環境変動、環境変化に注視しながら、漁獲量、漁獲内容の変化や、魚病の発生など、適切な対応が求められています。

また、輸入水産物の増大や全国的な魚離れなどから、魚価の低迷が続くなか、漁業用燃油価格や養殖用配合飼料の輸入原料価格の高騰などが追い打ちをかけ、生産者だけではなく加工・流通業界も極めて厳しい状況となっています。

一方、漁業従事者については、若者の漁業離れが顕著であり、漁業者の高齢化が著しく、後継者不足が深刻となっており、また、令和2年には漁業法が70年ぶりに改正されるなど、水産業の活性化を図るためには、適正な漁場管理とともに計画的な水産資源の利用と管理を行うことが必要となっています。

② 漁港施設

本市の漁港は、熊野灘に面しリアス海岸に自然に発達した天然良漁港であり、それぞれの海域・漁業特性を考慮した漁港整備が行われ、漁業生産の拠点や水産物流通の出発点として重要な役割を担ってきました。

しかしながら、現在の施設は老朽化が進み、更新を必要とする施設が増加してきていることから、漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みが必要となっています。

③ 経営近代化施設

ア 農業

本市の沿岸部では、柑橘(甘夏)の栽培が行われており、果物の販売だけではなく、加工を伴う6次産業化を検討するなど事業を推進しており、そのための加工施設などを含めた新たな施設整備が課題となっています。

また、農業地においては、有害鳥獣による被害が深刻であり、農作物や生活への影響が大きいと、獣害パトロール員を活用するとともに、地域住民と協働した対策をさらに推進していく必要があります。

イ 林業

「尾鷲ヒノキ林業」は、江戸時代、西暦1624年に人口造林がはじめて行われた地として有名で、本市の急峻でやせた花崗岩の岩山と、降水量日本一を誇る雨という環境を逆手にとった「密植・多間伐」という独特の手法で、柱材としてのブランドを確立し、農林水産省が制定した「日本農業遺産」に平成29年3月に第1号認定されました。

尾鷲ヒノキ林業のもうひとつの特徴としては、搬出方法は、急峻な斜面であることから、索道による架線集材での搬出方式が多用され、技術開発も研究され発展してきました。

近年では、こうした架線集材に加え、車輛系の機能向上が進んだことから、林内に作業道を開設し、車輛系のフォワーダーなどによる集材システムを取り入れていくなど、搬出期間、経費の削減を図っていくことが必要となっています。

ウ 水産業

漁業従事者は、過疎・少子高齢化の影響を受け、高齢化や後継者不足が大きな問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う外食産業の需要減退による市場取扱量の減少や、全国的な魚離れなどから魚価の低迷が続くなか、漁業用燃油価格や養殖用配合飼料の輸入原料価格の高騰などが追い打ちをかけ、生産者だけではなく加工・流通業界も極めて厳しい状況となっています。

④ 地場産業の振興

ア 生産施設

本市の地域資源の一つである海洋深層水の産業への活用促進や、新製品の創出など、利用者に安心して利用していただくために、安定的な供給が必要となっています。

イ 加工施設

尾鷲ひのきプレカット工場や尾鷲ヒノキ内装材加工場では、尾鷲ヒノキの需要拡大・高付加価値化を図るため、需要に即応した製品を生産しています。

これらの施設では、地域産材の利用促進に向けた近代化の促進や、建築基準法など法律への適応を図り、木材生産の低コスト化と近代化に向けた対応が必要となっています。

また、加工施設の整備に合わせた木材資源のデータの一元管理を行うためのデータ収集や、川下から川上までがサプライチェーンとしてつながった仕組みづくりが求められています。

こうしたことに伴い、木材原木市場や、製材所、プレカット工場、内装材加工場の関連施設の集積や、貯木場、ストックヤードの共有化が必要となっています。

⑤ 企業誘致

本市の商工業においては、中部電力尾鷲三田火力発電所を中心とした石油コンビナート関連産業に依存した産業構造となっていました。事業廃止により、これに関連していた企業活動に影響が生じるなど厳しい状況となっています。

一方、平成18年には「みえ尾鷲海洋深層水」の取水を開始して以降、清涼飲料水製造事業所などの企業立地が図られたものの、現在は事業を廃止する事業所も見られる状況となっており、今後さらなる企業・事業誘致を推進する必要があります。

また、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地(63万4千㎡)を活用した賑わいづくりによる集客交流人口の増加とともに、企業誘致の推進により、雇用の創出を図っていく必要があります。

⑥ 観光又はレクリエーション

平成25年度の熊野尾鷲道路、紀勢自動車道の全面開通以降、「熊野古道」客をはじめとする東紀州地域への来訪者は増加しており、令和3年の熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北 ICー尾鷲南 IC)開通により、さらなる観光交流の拡大が期待される一方で、観光客が本市内に滞在せず通過してしまうストロー現象が危惧されま

す。

今後は、地域の資源を観光誘客にどう結びつけ、高速道路の効果をさらなる集客に繋げていくか、また、来訪者をまちなかに誘客し、港エリアの整備と連動した「食のまち おわせ」にふさわしい、地場製品の飲食・物販を展開した施設づくりを進めながら、地域での消費をいかに増やしていくかが、本市の観光振興の重要な課題となります。

しかし、現状では、インバウンドへの対応はもとより、来訪者が利用する駐車場やトイレ、案内看板など観光動線を構築するために不可欠な環境整備も十分ではなく、現状のまま誘客事業を仕掛けても、リピート効果を高めることは難しく、その取り組みを効果に結びつけていくことは厳しい面もあると思われます。

「熊野古道」においても、高速道路が開通後、来訪者が増加しましたが、この気運を持続していくために、「熊野古道」に、更なる魅力を付加していくことはもとより、世界遺産を活用するための駐車場などの基盤整備が必要と考えられます。

一方、コロナ禍による生活様式の変化に対応し、国ではワーケーションへの取り組みを推進しており、本市においても滞在型の施設の整備や仕組みづくりが必要となっています。

さらに、「まちかどHOTセンター」や「夢古道おわせ」など、集客交流の拠点となる施設において、来訪者の多様化するニーズに対応するには、不十分な面があることから、改善を行うことで一層の集客効果を図る必要があります。

また、新たな集客交流の拠点として、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地の活用が課題となっています。

⑦ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 第1次産業

本市の地場産業である第1次産業は、従事者の高齢化が進んでおり、後継者対策・雇用対策として、各産業において近代化や高度化による生産能力の向上を推進していくほか、生産物の高付加価値化などの施策を講じていく必要があります。

有害鳥獣対策については、現在、自然環境や里山の生活環境の変化など各種の要因により、市内全域においてニホンジカ、イノシシやニホンザルなどによる植林被害や農作物被害だけでなく、住宅地付近などの生活圏まで鳥獣が流入し、住居への進入など生活被害が多数発生しています。

このことから、ニホンジカ、イノシシやニホンザルについては有害鳥獣として、三重県猟友会尾鷲支部に協力を求め、捕獲等に際し報償金制度を設けるなど被害軽減に向け対策を講じていますが、住民からの要望には対応しきれいていません。

これまで職員や自治会単位でのエアガンによるサルの追い払いや、防獣ネットなど住民個々による防獣を行ってきましたが、住民主体の全市的な抜本的改善策が急務であることから、獣害対策の専門家による住民を対象とした講演会の実施、獣害防止パトロール員を雇用し被害発生地区における見回りや追い払いにより、一定の成果は得られています。

しかし、捕獲等については、今後も三重県猟友会尾鷲支部に協力を依頼するところではありますが、猟友会会員の高齢化などの検討課題があります。

イ 商工業・6次産業化

「熊野古道」の世界遺産登録や、高速道路の延伸による集客交流人口の拡大、時間的距離の短縮による販路拡大に伴い、養殖マダイや干物などの水産加工品をはじめ、海洋深層水関連商品などの地域資源を活用した特産品開発や販路流通拡大策など産業振興への萌芽も出てきているものの、今後も第1次産業から第3次産業までを複合的に結びつけた第6次産業化や農水商工連携、世界遺産登録された「熊野古道」を利活用した集客交流産業、また、みえ尾鷲海洋深層水を利用した新たな事業の展開など、あらゆる分野を横断的に捉え産業振興施策を講じていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、商業を取り巻く社会的な情勢は大きく変化していることから、通信販売などでの地場産品などの販路拡大への対応や、SNS や動画によるプロモーションの実施、大都市圏への新たな販路の獲得など、地域産業の活性化を図らなければなりません。

市有林事業については、従来の木材生産を中心とした森林管理から、FSC 認証林として、環境保全・保健・教育・文化等といった年々多様化する森林に対するニーズへの対応も視野に入れた森林管理が必要となっています。

ウ 観光

観光では、「熊野古道」を利活用した集客交流産業など、本市の持つ自然や地域資源を面で活用した取り組みや、高速道路の延伸による集客交流人口の拡大策とともに、南北インター間の開通によるストロー現象対策のため、まちなかへ誘導する取り組みなどを図る必要があります。

一方、コロナ禍による生活様式の変化に対応し、国などはワーケーションへの取り組みを推進しており、本市においても仕組みづくりが必要となっています。

また、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の利活用のなかで「市民サービスと集客交流人口の向上」を図るため、観光交流の「拠点」として、また、地域資源の有効活用を図るための「起点」として、継続的に人々が訪れる仕組みづくりが求められています。

エ 企業誘致

本市の企業誘致の取り組みは、本市の持つ地域資源を活かした企業誘致を推進するとともに、大規模商圏からの距離や津波浸水域などの不利的条件を踏まえつつ、企業ニーズを把握し、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への企業誘致を積極的に推進する必要があります。そのためには、雇用の創出を図るための新しい人の流れを創り出し、産業の振興を促進することで地域活性化に繋げていく必要があります、企業進出に結びつけるための積極的な誘致活動や、企業が進出しやすい制度・仕組みの構築が求められています。

⑧ その他

重要港湾として指定されている尾鷲港については、港湾計画に基づき耐震強化岸壁の整備が完了し、自然災害に強い港湾施設が実現しましたが、整備から相当年数を経過し、老朽化が著しい施設についての対策が必要となっています。

また、平成30年の中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止により、港湾利活用のあり方も変化しており、今後、港湾計画の見直しを含めた検討を、管理者である三重県と進めていく必要があります。

市民生活面においても、災害対策が必要であり、避難場所の指定や避難経路の確保、災害の発生以降の対応などを、自助共助の考えのもと進める必要があります。

(2) その対策

① 基盤整備

ア 農業

農業生産機能の向上と農地の持つ多面的機能を十分発揮できるよう農業振興地域整備計画等を中心に、農地の有効利用や集積化を推進していくとともに、中長期的に農道や農業用水路といった基盤整備に取り組めます。

また、その実施にあたっては、全体的に老朽化が進んでいることから、緊急性の高いものから優先的に取り組み、受益者が不在となっている施設等については、将来的な見通しを精査したうえで、その対応について慎重に検討を進めます。

イ 林業

森林の間伐・保育等を適正に行い、健全な森林の育成・保護に努めるとともに環境保全、水源涵養、国土保全など森林の持つ公益的機能の向上を図ります。

このために、未植栽地や適切な管理の行われていない森林の対策、治山事業の推進など災害防止に努め、市・森林組合・森林所有者が協働して中長期的な視点に立った森林施業に取り組んでいきます。

また、収益性の高い森林経営の実現を目指し、当地域において従来から取り組まれてきた密植多間伐による芯持ち柱角材の生産を森林施業の基本としながら、間伐、枝打ち等森林の整備を計画的に進めるとともに、林業従事者の育成、低コスト造林への着手、増加している有害鳥獣による食害被害への対策、機械化の促進、木質バイオマスへの取り組み等といった森林経営の効率化に努め、基盤となる林道においても整備、保全管理を進めます。

さらに、環境対策として、景観及び癒しの空間づくりなどへの木材の利活用により、環境にも配慮した木の有効利用を進めます。

ウ 水産業

本市の重要な地場産業である水産業を発展させるため、沿岸漁場の整備や漁場環境の保全を実施するとともに、漁業資源増殖のための種苗放流などを実施していきます。

また、漁業従事者対策等として経営の近代化等に対する支援、漁業後継者の育成・確保対策を講じるほか、養殖魚をはじめとする水産物の販路拡大と流通促進を促し、ブランド強化を図って行きます。

② 漁港施設

現在の漁港施設は老朽化が進み、更新を必要とする施設が増加してきていることから、三重外湾漁協との調整により、各魚市場の集約化やそれに合わせた施設や設備の更新を行い、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図ります。

③ 経営近代化施設

ア 農業

現在検討が進められている観光農園、市民農園などの取り組みや、第6次産業化にあわせた施設、設備の更新を図ります。

また、鳥獣害からの被害を最小限に抑えるために、地域住民と協働で鳥獣の防止柵を設置するなどの施策を講じていきます。

イ 林業

本市の林業は、戦後における積極的な拡大造林の展開等により、林産物の生産供給を通し地域の発展に大きく寄与してきましたが、輸入木材との競合による価格の低迷や、集成材の利用・建築工法の変化に伴う国産材離れなどによる需要量の低迷が続いていることから、需要に即応した対応を推進します。

ウ 水産業

水産業において近代化や高度化による生産能力の向上を推進していくほか、水産物の高付加価値化などの施策を講じるとともに、漁業従事者対策・後継者対策等として、漁業経営の近代化を推進するため、共同利用施設の整備支援などを行っていきます。

また、定置網漁業を中心とした経営体の施設や設備の近代化を図り、効率的な操業を目指した取り組みや、魚類養殖における餌飼料の改善や養殖に適した漁場環境の整備に積極的に取り組んでおり、今後も推進していきます。

④ 地場産業の振興

ア 生産施設

海洋深層水の安定的な供給を行うため、取水機能の強化・維持を行い、海洋深層水の活用促進を進め、既存産品の高付加価値化や新産品の創出を推進するとともに、事故防止のための予防的施策を講じます。

また、海洋深層水の活用による地域ブランド化を図るなど、安全・安心な水産

物の供給のための対策などを積極的に推進し、経営の安定と所得の向上を図っていきます。

イ 加工施設

地域産材の利用促進に向けた近代化の促進や、建築基準法など法律への適応を図り、木材生産の低コスト化と近代化に向けた対応を行います。

また、木材原木市場や、製材所、プレカット工場、内装材加工場の関連施設の集積や、貯木場、ストックヤードの共有化を図るための取り組みを推進します。

⑤ 企業誘致

三重県企業立地促進条例等に基づく事業・企業誘致や海洋深層水を利用した事業・企業誘致・生産物の増加を行うため、企業立地促進法に基づき、基本計画に掲げた海洋深層水関連産業等の企業立地を目指します。

また、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の活用については、尾鷲市、尾鷲商工会議所、中部電力株式会社の3者で構成する「おわせSEAモデル協議会」を核とし、各者が連携するなかで、跡地を活用した集客交流人口の増加と雇用の創出を図るために、積極的な企業誘致の推進を行います。

⑥ 観光又はレクリエーション

熊野尾鷲道路(Ⅱ期)開通後も、観光客に市内に滞在してもらい、さらには本市を目的地として訪れてもらうため、協同組合尾鷲観光物産協会など、関係団体とも連携しながら、体験型観光など観光資源の魅力アップや「熊野古道」関連施設などの来訪者受入体制の整備を進めていきます。

また、近隣都市部からの来訪者の受入れにおいては、観光交流の担い手づくりや地域でのホスピタリティの向上、来訪者の受入体制の強化を進めていきます。

さらに、おわせふるさとガイドの会、まちの駅ネットワーク尾鷲との連携等を通じた観光案内機能の強化の取り組みに併せて、駐車場や案内看板等の整備等の受入体制の強化を図るとともに、インバウンドへの対応も含めPRパンフレット等の整備により観光情報を充実させ、まちなかの魅力アップ及びまちなかへの誘客を図ります。

一方で、まちなかの中心的な集客交流施設である「まちかどHOTセンター」や、「夢古道おわせ」の機能や設備の充実を図るほか、また、新たな集客交流の拠点又は起点としての中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の活用に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、「熊野古道」をはじめとした豊かな自然を活用した事業等の体験型観光の推進のために、関係機関や地元住民とそのシステム作りを行い、都市部住民等を対象とした、観光交流を推進していきます。

⑦ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 第1次産業

農業に関しては、農道、農業用水路を中心とした基盤整備を進め、農業の持つ多面的機能を向上させるとともに、地域に対応した農業施策を推進していきます。

林業に関しては、有害鳥獣対策、森林整備、治山事業などを行うとともに、農山漁村地域の生活環境の整備を進めるため、関連公園施設について適切に管理を行っていきます。

水産業に関しては、種苗放流や、地域や大学等と連携した食害生物の除去による藻場再生活動など、水産資源の保護、増大の取り組みを推進します。

鳥獣害の防除については、これまで実施してきた研修会やパトロールの実績から、住民主体による地域ぐるみの取り組みが始まってきており、今後、市内の各被害地域への取り組みのモデルとなるよう、自治会や地区会、防災組織との連携も模索しながら進めていくとともに、獣害パトロール員による巡視についても継続して実施していきます。

捕獲等については、従来どおり三重県猟友会尾鷲支部に協力を依頼するとともに、会員の高齢化や拡大等について県や猟友会と協働して取り組んでいきます。

イ 商工業・6次産業化

商工業関連分野の振興を図るため、尾鷲商工会議所を通じた支援や、産地水産業強化事業に支援を行うとともに、地域ブランド等の創出・情報発信を行い、マーケティング調査も実施しながら地域経済の活性化を図ります。

林業では、緑化の普及や木材需要を促進し、木材の高付加価値化を行うため FSC 森林管理認証を継続していきます。

みえ尾鷲海洋深層水事業に関しては、事業・企業誘致や深層水を活用した新たな産業を創出していくために、深層水をより安定して供給できるように適切な維持管理に努めていきます。

ウ 観光

「熊野古道」の魅力づくりにおいては、風光明媚な尾鷲の自然をより活用し、来訪者の増大を図るため、日本ウォーキング協会の協力を得てウォーキング大

会を実施し、体験型観光交流の一環となるよう、施設、設備などの受入態勢の整備とともに、新しい「熊野古道」の魅力を創出します。

また、おわせふるさとガイドの会、まちの駅ネットワーク尾鷲との連携等を通じた観光案内機能の強化の取り組みや、「熊野古道」等の地域資源を活かし、観光交流産業の推進のため、ご当地グルメや宿泊、お土産情報など、来訪者に分かりやすい形で広報するなど、海や山などの新しい地域の魅力を SNS などで情報発信することで、社会情勢にもいち早く対応した、集客交流産業の活性化を図ります。

「まちなか」においては、来訪者をもてなすための観光交流・物販・飲食等の振興について、関係機関や地元商店、市民団体等と協働で進めるとともに、まちなかの魅力アップ及びまちなかへの誘客を図ります。

さらに、「熊野古道」をはじめとした豊かな自然を活用した体験型観光の推進のために、関係機関や地元住民とそのシステム作りを行い、都市部住民等を対象とした、観光交流を推進していきます。

中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の利活用では、既存の地域資源を活用したアクティビティやイベント構築など、持続性があり、かつ、集客交流人口の向上を図るための取組を推進していきます。

エ 企業誘致

企業誘致の取り組みについては、企業ニーズを把握し、企業が進出しやすい制度や仕組みを構築することで、市内への誘致や中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への誘致を推進していきます。

⑧ その他

尾鷲港については、整備から相当年数を経過し、老朽化が著しい施設の補修等を含めた、尾鷲港港湾施設の充実を図っていくよう三重県と取り組んでいきます。

市民生活面においては、安全・安心にこの地域で住み続ける事ができるように、避難所や避難経路等の整備促進や、孤立が予想される集落対策などを、地域の消防団や自主防災会など一体となり防災対策を進めていきます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	①基盤整備			
	ア農業	雨駄農業用水路補修改良事業 L=3,000m	尾鷲市	
		岡野川第一農業用水路補修改良事業 L=1,220m	尾鷲市	
		小原野・梅野木農業用水路補修改良事業 L=300m	尾鷲市	
	イ林業	森林環境創造事業	尾鷲市	
		みえ森と緑の県民税連携枠事業	尾鷲市	
		森林経営管理事業	尾鷲市	
		市有林保育事業(主伐・下刈・除間伐・利用間伐・植付)	尾鷲市	
	ウ水産業	漁場の管理保全事業	尾鷲市	
		つくり育てる漁業の展開事業	尾鷲市	
		水産振興一般事務事業	尾鷲市	
		水産振興補助金事業	尾鷲市	
		水産振興負担金事業	尾鷲市	
	②漁港施設			
		水産基盤ストックマネジメント事業 九木漁港 L=180m	尾鷲市	
		水産基盤ストックマネジメント事業 梶賀漁港 L=80m	尾鷲市	
		水産基盤ストックマネジメント事業 古江漁港 L=290m	尾鷲市	
		県単漁港改良事業 市内各所	尾鷲市	
		古江漁港防潮扉改良工事	尾鷲市	
		農山漁村地域整備交付金 津波・高潮危機管理対策緊急事業 古江漁港海岸陸開動力化1.0基、陸開新設2.0基	尾鷲市	
	③経営近代化施設			
	ウ水産業	水産業強化支援事業	漁協	
	④地場産業の振興			
	ア生産施設	海洋深層水取水管灯浮標修繕工事	尾鷲市	
		海洋深層水大口分水ステーション更新工事	尾鷲市	

		海洋深層水大口分水ステーション修繕工事	尾鷲市	
		海洋深層水総合交流施設・分水施設等更新整備事業	尾鷲市	
		海洋深層水分水施設修繕事業	尾鷲市	
	⑥観光又はレクリエーション			
		熊野古道関連施設整備事業	尾鷲市	
		夢古道おわせ整備事業	尾鷲市	
		ウォーキングコース整備事業	尾鷲市	
		集客交流施設整備事業	尾鷲市	
		九木崎遊歩道橋梁改修事業	尾鷲市	
	⑦過疎地域持続的発展特別事業			
	ア第1次産業	藻類増殖試験・植生調査事業	尾鷲市	
		種苗放流事業	尾鷲市	
		藻類・二枚貝養殖普及事業	尾鷲市	
		水産物普及啓発事業	尾鷲市	
		尾鷲市漁業経営維持安定資金利子補給事業	尾鷲市	
		尾鷲市漁業経営維持安定資金保証料補助事業	尾鷲市	
		尾鷲市漁業近代化資金利子補給事業	尾鷲市	
		漁業共済事業	尾鷲市	
		有害鳥獣対策事業	尾鷲市	
		農業次世代人材投資事業	尾鷲市	
		地域おこし協力隊事業	尾鷲市	
		中山間地域等直接支払事業	尾鷲市	
		直接支払推進事業	尾鷲市	
		多面的機能支払交付金	尾鷲市	
		農業委員会運営費	尾鷲市	
	イ商工業・6次産業化	産地協議会強化支援事業	尾鷲市	
		海洋深層水推進事業	尾鷲市	
		産業開発促進事業	尾鷲市	
		尾鷲商工会議所関連事業	尾鷲市	
	ウ観光	ふるさとガイド運営事業	尾鷲市	
		ウォーキングイベント事業	尾鷲市	
		まちの駅ネットワーク推進事業	尾鷲市	
	⑧その他			
		尾鷲港港湾改修事業	三重県	

(4) 産業振興促進事業

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
尾鷲市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業又は旅館業、畜産業又は水産業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設であるとされており、今後も適切な規模で維持管理・修繕・更新を行うこととしています。

これに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 市道

ア 道路

本市には、近隣市町や市内集落を結ぶ主要な幹線道路として、国道42号、311号のほか、県道8路線、市道1,171路線による道路網があり、住民生活を支えています。

また、高規格幹線道路については、令和3年夏に熊野尾鷲道路が全線開通し(尾鷲北IC～尾鷲南IC)、近畿自動車道紀勢線(紀伊長島IC～尾鷲北IC)と併せて、中京圏等都市部との交通アクセスが格段に向上し、産業の活性化や文化交流、また緊急輸送道路としても重要な役割を果たしています。

今後さらに関西圏とも高規格幹線道路で繋がることにより、より一層の産業の活性化と南からの緊急輸送道路としての活用が見込まれるため、熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路の早期完成が期待されています。

高速道路延伸により、交通量も増加しており、安全かつ円滑な通行を図るため、近畿自動車道と接続する県道、国道42号、311号、425号などの道路整備や適切な維持管理も強く求められています。

また、同時に、1,171路線ある市道についても適切な維持管理に努めるとともに、交通安全施設の整備、街路整備を図る必要があります。

そして、これら改良・管理を円滑に行うために、毎年道路台帳の整備・更新が必要となっています。

イ 橋りょう

本市が管理する橋りょうは、全169橋(橋長2m以上)で、そのうち15m以上の橋りょうは23橋、15m未満の橋りょうは146橋あります。

橋りょうは、住民の普段の交通に供するだけでなく、切迫性の高まっている南海トラフ地震等の大規模災害発生時に通行障害が発生した場合、救助、救援活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化や適切な維持管理が必要です。

また、事後的に修繕を実施するのではなく、予防的な修繕及び計画的な架替えを行うよう管理手法の転換を行い、橋りょうの長寿命化とともに維持管理費用の縮減を図る必要があります。

② 農道

市内の農地のほとんどは傾斜地にあることから、階段上に小規模農地が形成され、ほ場整備等はほとんど実施されていないため、平地に比べ営農条件が厳しい現状となっています。

これら農業基盤が未整備であることが離農や後継者不足に拍車をかける要因となっているため、農道や農業用水路等の施設の機能改善・維持のための改良・維持補修を行い生産性の向上を図る必要があります。

③ 林道

本市は急峻な地形で年間の降雨量が多いことから、森林資源の整備に必要な林道は、災害などを受けやすいため維持管理に苦慮しています。

また、作業道による路網整備は林業の合理的経営や、森林の集約的管理にとって基幹となる施設であり、特に間伐・保育等の森林施業の作業効率を向上させるため整備が必要です。

林道には、橋長2m以上の橋りょうが39橋あり、その内15m以上の橋りょうは11橋あります。それらの橋りょうのほとんどは、建設より30年以上経過しており、今後予想される南海トラフ地震等の自然災害に耐え得る構造ではなく、公益的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図るためには、早急に対策を講じる必要があります。

④ 自動車等

ア 自動車

過疎・少子高齢化が進み自家用車等で移動が困難な高齢者世帯が増えていきます。

そのため、買い物や病院への通院など、地域によっては日常生活に支障をきたしており、安心して生活を営むために、令和3年度に策定の「尾鷲市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域交通体系の構築及び施策を講じていく必要があります。

⑤ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 公共交通

本市は、出張所管内に9つの集落が点在しており、少子高齢化が著しく進み自家用車等での移動が困難な状況となっています。

そのため、これらの集落では日常生活用品を購入する事が困難であり、また、無医地区が多いため、病院への通院、市街地までの公共交通の維持、確保が重要となっています。

(2) その対策

① 市道

ア 道路

市内に接続する高規格幹線道路のうち紀勢自動車道は全線開通し、尾鷲北インターと尾鷲南インター間においては、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)工事が令和3年夏に完成し、全線開通しました。

引き続き、より一層の産業の活性化と南からの緊急輸送道路としての活用が見込まれる熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路の整備を促進します。

国道42号及び311号、県道の8路線については、安全で安心して利用することができるよう、付加車線、登坂車線、右折レーン、歩道、防護柵などの整備促進を関係機関と調整していきます。

市道の整備については、生活環境上必要な新設・改良を計画的に推進し、地域間交流の円滑化や通学等の安全確保のため、歩道の整備、また、バリアフリー化などを図り、安心安全な道路を目指すとともに、都市計画道路の整備を促進します。

イ 橋りょう

平成30年度に所管橋梁の点検を行い、利用頻度、危険度等を分析し、優先順位等も定めた「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

その計画に基づき、順次、管理橋梁の維持管理修繕を計画的に行っていきます。

② 農道

農道や農業用水路等の施設整備は、階段上に小規模農地が形成され、ほ場整備等はほとんど実施されていないなか、農業の生産性を高め高齢化対策や後継者対策に重要であることから、それらの機能改善・維持のための改良・維持補修を行っていきます。

③ 林道

林道は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる施設です。

特に本市のように森林所有形態が小規模で地形も急峻であることから、効率的な森林施業を実施するための林道整備が重要であり、既設の林道などとの調整を

図りながらその効果が十分発揮できるよう整備を進めていきます。

橋りょうの整備については、森林の効率的かつ安定的な森林経営を確立するうえで必要不可欠な林道施設であり、尾鷲市林道橋長寿命化修繕計画に基づき順次改修や修繕を行っていきます。

④ 自動車等

ア 自動車

買い物や病院への通院など、生活に必要不可欠な日常生活活動を支えるため、本市では「ふれあいバス」を運行しており、平成21年度より尾鷲市地域公共交通活性化協議会を発足させ、より利便性の高い路線の構築やダイヤの編成を行っています。

令和3年度に策定する「尾鷲市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通サービスの実現を図っていきます。

⑤ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 公共交通

安全で安心して市民生活を営め、自立した生活を推進するために、「ふれあいバス」の路線の維持を行うとともに、新たに策定される「尾鷲市地域公共交通計画」に基づき、市内全域の公共交通の再構築を行いながら、地域の公共交通の活性化を図っていきます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	①市道			
	ア道路	市内各所市道舗装改良工事	尾鷲市	
		日尻野28号線道路改良事業	尾鷲市	
		日尻野29号線道路改良事業	尾鷲市	
		泉町13号線道路改良事業	尾鷲市	
		道路台帳整備事業	尾鷲市	
		都市計画道路尾鷲港新田線舗 装改良事業 車道歩道舗装改良 L=360m	尾鷲市	
		都市計画道路日尻野線舗装改 良事業 車道歩道舗装工事 L=550m	尾鷲市	
		都市計画道路坂場銀杏町線舗 装改良事業 車道歩道舗装改良 L=1,000m	尾鷲市	
		泉20号線道路改良事業	尾鷲市	
		泉17号線道路改良事業	尾鷲市	
		泉10号線道路改良事業	尾鷲市	
		都市計画道路尾鷲港新田線新 設事業建設負担金 道路開設 事業 L=340m	三重県 尾鷲市	
		都市計画道路尾鷲港新田線新 設事業に伴う墓地整備事業 A= 7,000m ²	三重県 尾鷲市	
		倉ノ谷町地内道路改良事業	尾鷲市	
		野地町地内道路改良事業	尾鷲市	
		古戸野泉線道路改良事業	尾鷲市	
		梶賀第一トンネル修繕事業	尾鷲市	
		長寿命化修繕計画策定業務	尾鷲市	
		LED化設計積算業務	尾鷲市	
		トンネル点検業務	尾鷲市	
		何枚田1号線道路改良事業	尾鷲市	
		宮ノ上宮後線道路改良事業	尾鷲市	
		林町地内道路改良事業	尾鷲市	
		日尻野33号線道路改良事業	尾鷲市	
		日尻野良運8-1号線道路改良 事業	尾鷲市	
		名古屋上ノ山線道路改良事業	尾鷲市	
		古戸4・5・6号線道路改良事業	尾鷲市	

		矢浜地内道路改良事業	尾鷲市	
		折橋12号線道路改良事業	尾鷲市	
		日尻野下中川線道路改良事業	尾鷲市	
		松場桂谷線道路改良事業	尾鷲市	
		向井地内道路改良事業	尾鷲市	
		三木里町地内道路改良事業	尾鷲市	
		名柄町地内道路改良事業	尾鷲市	
		山河亥ヶ谷線道路改良事業	尾鷲市	
		北浦小久兵衛谷線道路改良事業	尾鷲市	
		古戸野大滝線道路改良事業	尾鷲市	
		南町古戸野線道路改良事業	尾鷲市	
		野地古戸線道路改良事業	尾鷲市	
		新田町地内道路改良事業	尾鷲市	
		中川地内道路改良事業	尾鷲市	
		中村町地内道路改良事業	尾鷲市	
		倉ノ谷倉ノ谷道下線道路改良事業	尾鷲市	
		宮ノ後西山田ノ上線舗装事業	尾鷲市	
		林朝日2号線舗装事業	尾鷲市	
	イ橋りょう	矢浜跨線橋整備事業 L=132.0m	尾鷲市	
		汐附橋修繕事業 L=19.66m	尾鷲市	
		中川橋修繕事業 L=35.2m	尾鷲市	
		第二陸橋整備事業 L=22.1m	尾鷲市	
		北浦橋修繕事業 L=6.5m	尾鷲市	
		堀頭橋修繕事業 L=10.05m	尾鷲市	
		無名橋修繕事業 L=9.50m	尾鷲市	
		矢ノ川橋修繕事業 L=74.3m	尾鷲市	
		北川橋修繕事業 L=14.4m	尾鷲市	
		上岡第二陸橋修繕事業 L=15.7m	尾鷲市	
		向地橋修繕事業 L=7.3m	尾鷲市	
		鉄砲州橋修繕事業 L=8.5m	尾鷲市	
		大瀧二橋修繕事業 L=6.0m	尾鷲市	
		里道橋修繕事業 L=5.8m	尾鷲市	
		莊司谷橋修繕事業 L=17.5m	尾鷲市	
		古戸野大橋修繕事業 L=28.8m	尾鷲市	
		第一陸橋修繕事業 L=19.0m	尾鷲市	
		第三陸橋修繕事業 L=22.88m	尾鷲市	
		上岡第一陸橋修繕事業 L=20.8m	尾鷲市	

		天満第一橋修繕事業 L=3.4m	尾鷲市	
		梅ノ木谷三橋修繕事業 L=5.1m	尾鷲市	
		明慶橋修繕事業 L=6.4m	尾鷲市	
		小脇第一橋修繕事業 L=10.1m	尾鷲市	
		八鬼山第五橋修繕事業 L=12.9m	尾鷲市	
		豊栄橋修繕事業 L=9.85m	尾鷲市	
		丸山橋修繕事業 L=13.7m	尾鷲市	
		橋梁点検健全性評価業務事業	尾鷲市	
		橋梁長寿命化修繕計画事業	尾鷲市	
	②農道			
		上岡農道改良事業 L=500m	尾鷲市	
	③林道			
		林道栃川原線法面改良事業 L=100m	尾鷲市	
		林道栃川原線舗装事業 L=1,000m	尾鷲市	
		林道栃川原線改良事業 L=80m	尾鷲市	
		林道川原木屋線改良事業 L=40m	尾鷲市	
		林道白浜谷線舗装事業 L=1,000m	尾鷲市	
		林道大根須賀利線舗装事業 L=600m	尾鷲市	
		林道大根須賀利線法面改良事業 L=60m	尾鷲市	
		林道矢の川線橋梁長寿命化修繕事業 n=1橋	尾鷲市	
		林道首越線橋梁長寿命化修繕事業 n=2橋	尾鷲市	
		林道鈴谷線橋梁長寿命化修繕事業 n=1橋	尾鷲市	
		林道狼坂線橋梁長寿命化修繕事業 n=1橋	尾鷲市	
		林道白浜谷線橋梁長寿命化修繕事業 n=1橋	尾鷲市	
		林道八十谷線橋梁長寿命化修繕事業 n=2橋	尾鷲市	
		林道橋の調査・診断及び長寿命化修繕計画策定事業 1業務	尾鷲市	
	④自動車等			

		ふれあいバス事業	尾鷲市	
	⑤過疎地域持続的発展特別事業			
	ア公共交通	公共交通活性化促進事業	尾鷲市	
		地方バス路線維持事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、道路や橋りょう、トンネルは住民生活に直結しており、一度整備されたものは、代替の道路等が整備されるなど特別な事情がない限り廃止することが困難であることから、現在保有する道路や橋りょう、トンネルは、将来にわたり維持管理していくことを前提とし、一方で、その維持管理に要する費用についての削減を図るため、重要度が高く交通量が多い道路と重要度が低く交通量も少ない道路間での維持管理水準(舗装の打ち替え頻度等)を変えることで、今後必要となる更新費用の縮減に努めることとしており、また、橋りょうやトンネルについては、橋りょう長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化計画に基づく取り組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進め、今後の新規整備予定路線については、代替路の有無や沿道への影響など、整備の必要性や整備内容を検討した上で整備を進めていくこととしており、これに基づき(3)計画に示した事業を行います。

5 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 水道施設

ア 上水道

上水道事業は市民生活の根幹であり、生活用水の安定供給を図るため、水道取水源の確保・整備を行うとともに、老朽管の整備や浄水場施設の適切な維持管理、各施設の耐震化工事など防災対策が必要です。

イ 簡易水道

本市には、九鬼簡易水道施設をはじめとする8簡易水道施設があり、地域の生活用水の安定供給を図るため、水道取水源の確保・整備を行うとともに、老朽管の整備や施設の統合によるサービス提供の向上、浄水場施設の適切な維持管理、各施設の耐震化工事など防災対策が必要です。

② 下水処理施設

ア 都市下水道

都市下水道は、敷設より相当年数が経過しており、埋設管の継ぎ目等の経年劣化による止水能力の低下や、地震などの自然災害、自動車の荷重・振動や不等沈下、土荷重の影響など様々な要因により、漏水や道路の陥没が発生し、住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。

③ 廃棄物処理施設

ア ごみ処理施設

本市のごみ処理に関しては、平成3年3月に竣工した尾鷲市清掃工場において可燃ごみの焼却と資源ごみの中間処理等を行っており、令和2年度には可燃ごみ5,280トン、資源ごみ1,080トンを処理しています。本施設は、環境法令の改正や施設自体の老朽化等の事由により、バグフィルターや炉内耐火物などの補修工事を毎年行っており、今後も良好な生活環境の保全のために修繕が必要です。

以前から検討していた新ごみ処理施設については、令和3年4月に一部事務組合である「東紀州環境施設組合」を設立し、東紀州5市町(尾鷲市、熊野市、

紀北町、御浜町、紀宝町)で可燃ごみ処理施設の整備を進めていきます。

また、可燃ごみ及び資源ごみの収集に関しては、市内の各コースをパッカー車4台と資源収集車12台で巡回収集していますが、使用頻度の高さなどから、故障等の発生件数が多く、定期的な点検修理、又は、耐用年数を越えた車両の更新が必要です。

イ し尿処理施設

本市でのし尿等の処理に関しては、平成18年度に竣工した尾鷲市クリーンセンターにおいて、令和2年度にはし尿汚泥3,666トン、浄化槽汚泥11,150トンを処理しています。施設運営については、令和元年度から6年度までの6か年において、包括複数年整備運営管理業務委託契約を締結しており、今後も安定した生活環境の維持のために、適正な運営管理を行っていきます。

また、し尿収集については車両4台で業務を行っていますが、使用頻度が高く、走行距離が非常に長いことから、腐食や故障、機器のトラブルが多く、生活環境維持のためにはこれらを適切に維持管理していくことが重要です。

④ 火葬場

尾鷲市斎場は市民の心の安らぎと慈しみの場となるよう、斎場周辺の環境に配慮し、公害防止に努め、生活環境の保全に留意しながら、斎場施設の適切な管理運営を図っていますが、昭和62年に建設されて以来28年が経過しており、その使用頻度と経過年数から、老朽化した火葬炉(人体炉3基)の大規模な改修が必要となっており、令和2年度には火葬炉改修に係る長期的な方向性を定め、順次火葬炉の改修を行っていく予定です。また、火葬炉以外の斎場施設についても、利用者の安全性や利便性を含み、必要に応じて整備する必要があります。

⑤ 消防施設

本市では、紀北町と「三重紀北消防組合」を組織し、消防団とともに消防・防災体制の充実強化を図り、住民の生命と財産を保護するとともに、安心・安全確保に務めています。

またこの地域は、東南海地震等の危険強化地域の指定を受けていることや、年間降水量が非常に多く、台風等の風水害による大規模な被害も予想されることから、自然災害などへの防災対策の機能強化を図り、また、モータリゼーションの発達による車社会の多様化、及び近畿自動車道紀勢線の延伸、幹線道路の整備による交通量の増加などに伴う災害の多様化、大規模化に対応するため、救急救助体制の充実強化が求められています。

そのため、一部の庁舎においては整備を進めてきたものの基幹施設である消防本部・尾鷲消防署庁舎や輪内出張所庁舎の整備、計画的に更新を図っている消防車両の継続的な更新整備をはじめ、消防広域応援体制の強化、訓練施設の整備、消防・救急資器材などの整備充実を推進する必要があります。

一方、救急業務については、出動回数の増加に加え、山間部等の地理状況・道路状況により、1回の出動に長時間を要すること、複雑・多様化する災害、各種感染症への対応など、高度な救急業務体制の確立や、救急資器材の充実を図る必要があります。

また、有事の際には住民自治による自助共助や初動体制が重要であるため、本市には尾鷲市消防団を15分団配置し、地域住民の自助共助を醸成・推進しています。しかしながら、分団が利用する詰め所や初期消火用の資機材、車両など整備がまだ不十分であることに加え、老朽化したものが多く有事の際の活動に支障をきたしています。

⑥ 公営住宅

本市には、15団地279戸の市営住宅があり、市営住宅の需要については、近年、新規入居希望者数もごくわずかで、退去住宅戸数で対応でき、ほぼ需用は満たされています。

また建築年度は、昭和30年代から40年代前半までのものが多く、115戸は十分な耐震性がありません。そのため老朽化による修繕費用の増加が問題となっています。

⑦ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 生活

より良い生活を営むために、地域環境や住環境の整備が必要であるとともに、豊かな自然の中で生活し続けられるよう、自然環境や生活環境の保持が重要となっています。

そうしたなかで、防災面において風水害や近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震等の自然災害に対応した住環境の整備や、自助共助の考えのもと、消防団等の初動体制の整備、自衛隊、警察、消防等の広域支援を円滑に受け入れるため、これら部隊が参集する後方支援拠点の確保が課題となっています。

また、年々増加している適切に管理されていない空家等が、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしている現状に対し、地域住民の生命・身体・財産の保護と生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等対策計画を

推進する必要があります。

その他では、安全・安心な生活を営んでいくためには、防犯対策が必要であり、整備した防犯灯の維持管理に努めていく必要があります。

イ 環境

快適な生活環境と健全な水環境を維持するには、し尿処理や生活排水を適切に処理する必要があります、本市では合併処理浄化槽による排水処理方式を選択しています。

しかしながら、その普及率は県下でも低水準にあることから、合併処理浄化槽の設置促進を図る必要があります。

⑧ その他

本市の居住地域は、地理的特徴により一方を海に接し、三方を山に囲まれた小さな平野部に集落が密集し、場所によっては急峻な山間部に造成した住宅地もあります。

このような地区では、本市が日本有数の降雨地帯であることから、大雨による斜面崩落等の不安を常に抱えており、また、その特徴的な地形から南海トラフ地震等での津波被害が予想されていることから、安全安心な生活を営む事ができるよう、施策の構築が必要です。

南海トラフ地震が想定される本市においては、防災教育や防災訓練、タウンウォッチングを通じた、避難路の安全性の検証や、避難行動要支援者対策の検討などを行う、「住民主導型避難体制確立事業」を沿岸地域で行い、補完的に、津波から逃げ遅れた市民や避難行動要支援者の対策として、津波避難施設(タワー)の検討をしていく必要があります。

また、河川については、住民の安全を図る為、必要に応じて整備していく必要があります。

一方、住民生活では、年々増加している適切に管理されていない空家等が、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしている現状に対し、地域住民の生命・身体・財産の保護と生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等対策計画を推進する必要があります。

(2) その対策

① 水道施設

ア 上水道

防災・漏水対策として計画的な老朽管の布設替、施設の耐震化工事を実施するとともに、ポンプ設備や電気機械設備のうち老朽化設備の計画的な更新を実施します。

また、災害時など緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の整備を進めます。

イ 簡易水道

防災・漏水対策として計画的な老朽管の布設替、施設の耐震化工事を実施するとともに、ポンプ設備や電気機械設備のうち老朽化設備の計画的な更新を実施します。

また、安全安心に生活用水を給水できるよう施設の統合を行っていきます。

災害時など緊急時の応急給水対策を進め、近隣市町との広域応援体制の強化や応急給水用資機材の整備を進めます。

② 下水処理施設

ア 都市下水道

埋設管の漏水補修工事を早急に行う必要があり、管路調査や点検清掃を実施するとともに、対象となる下水管路を管更生工法等により補修するなどの改修工事を順次行い、都市下水道設備整備を推進します。

③ 廃棄物処理施設

ア ごみ処理施設

清掃工場の機器の故障やトラブルによる施設の運転停止は、市民生活に直結する重大な問題であるため、老朽化に伴う補修や修繕を計画的に進めていきます。

また、新ごみ処理施設については、令和3年4月に一部事務組合である「東紀州環境施設組合」を設立し、東紀州5市町(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)で可燃ごみ処理施設の整備を進めていくこととなりました。

可燃ごみの収集や、再資源化のための資源ごみの収集は、生活環境の保全のためには欠くことのできない業務であることから、それに必要な車両整備等を

徹底し、維持管理を行うとともに、車両の新規購入等についても、計画的に行っていきます。

イ し尿処理施設

クリーンセンターの機器の故障やトラブルによる施設の運転停止は、市民生活に直結する重大な問題であるため、包括複数年業務委託により点検や整備を計画的に進め、適正な運転管理に努めます。

また、し尿収集は、旧町内と各地区センター管内の年間業務予定により行っており、車両のトラブルは業務に大きな支障をきたすため、車両の点検や整備等、維持管理の徹底が必要です。また、車両の更新については、中長期計画を立てて実施していきます。

④ 火葬場

火葬炉の故障やトラブルによる斎場の使用停止は、市民の心の安らぎと慈しみに影響してくるため、老朽化した炉(人体炉3基)の大規模な改修が必要であることから年次的に工事を実施していきます。

また、施設全体の老朽化も進んでいることから、斎場としての機能維持や、利用者が快適に施設を利用できるための改修を検討します。

⑤ 消防施設

消防力の整備・強化として、消防施設や消防車両の整備をはじめ、高規格救急車や救急医療資機材の整備充実を図るとともに、消防職員の資質向上を目指し救急救命士の資格取得の促進を行い、医療機関との密接な協力体制を構築し、救急業務の強化及び地域医療の発展に努めていきます。

加えて、地域住民及び各種団体等を対象とした各種救急講習会を開催し、AEDを使用した心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことが出来るバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)の養成を行ない、地域一丸となった救急医療体制の構築に努めていきます。

また、消防救急デジタル無線を活用した指揮支援体制、活動体制の充実強化に努めるとともに、南海トラフ地震や豪雨災害などへの対応として消防の広域応援・授援体制の整備推進を行っていきます。

⑥ 公営住宅

市営住宅については、老朽化が著しいため、頻繁かつ恒常的に修繕が必要な

状況が続いています。入居者の住環境を維持するため、必要箇所の修繕を行っていきます。また、修繕費用を抑えるとともに居住者の安全を図るため、未耐震の住宅については、空き家ができて入居を見合わせ、他の団地の集約・再編について検討するとともに、適時解体等の整理処分を行っていきます。

⑦ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 生活

地域環境や住環境の整備のため、木造住宅・建築物の耐震診断や、健康で文化的な生活を営むことができる公営住宅を整備していきます。

また、本市の豊かな自然環境を保護していくために、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、環境調査等を行い、保全対策を講じていきます。

自然災害の発生時については、自助共助の考えのもと、消防団等の初動体制の確立や人材育成、非常時用備品等の整備を行っていきます。

また、地域住民の生命・身体・財産の保護と生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を推進していきます。

加えて、防犯対策として、整備した防犯灯の維持管理を効率的に進めていきます。

イ 環境

合併処理浄化槽の重要性を周知するとともに、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から新たに合併処理浄化槽へ転換する場合には、転換に係る費用の一部を補助することで、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

⑧ その他

斜面崩落等の危険性を取り除き、安心して居住することができる施策として、急傾斜地崩壊対策事業を進めるとともに、津波の発生時に高台への避難が遅れる事が予想される地区に関して、津波避難施設(タワー)等の建設に向けた事業を推進していきます。

河川については豪雨時に氾濫等により災害を起こさないように適切な維持管理整備を行います。

地域住民の生命・身体・財産の保護と生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を推進していきます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	①水道施設			
	ア上水道	上水道配水管布設替事業 大曾根浦地内 L=100m	尾鷲市	
		上水道配水管布設替事業 北浦東町地内 L=100m	尾鷲市	
		上水道配水管布設替事業 泉町地内 L=450m	尾鷲市	
		上水道配水管布設替事業 倉ノ谷町地内 L=560m	尾鷲市	
		馬越送水ポンプ場設備取替事業	尾鷲市	
		矢ノ浜浄水場浅層地下水5号・6号井取水ポンプ取替事業	尾鷲市	
	イ簡易水道	簡易水道配水管布設替事業 三木里町地内 L=810m	尾鷲市	
		簡易水道配水管布設替事業 曾根町地内 L=500m	尾鷲市	
		簡易水道配水管布設替事業 賀田町地内 L=750m	尾鷲市	
		簡易水道配水管布設替事業 須賀利町地内 L=550m	尾鷲市	
		賀田第1(南)浄水場設備取替事業	尾鷲市	
		賀田第2加圧ポンプ場設備取替事業	尾鷲市	
		三木浦第1浄水場設備取替事業	尾鷲市	
		三木浦第2浄水場ろ過薬注計装盤取替事業	尾鷲市	
		三木浦第2浄水場設備取替事業	尾鷲市	
	②下水処理施設			
	ア都市下水道	中村山排水区下水管改修事業 耐震診断及び改修 L=1,700m	尾鷲市	
		矢の浜・中川幹線下水路維持管理事業 堆積土浚渫 L=800m	尾鷲市	
	③廃棄物処理施設			
	アごみ処理施設	清掃工場整備事業	尾鷲市	

し尿処理施設	ごみ収集車両更新事業 (資源収集車両を含む)	尾鷲市	
	新ごみ処理施設整備事業	尾鷲市	
	し尿収集車両更新事業	尾鷲市	
	クリーンセンター整備事業	尾鷲市	
④火葬場			
	尾鷲市斎場整備改修事業	尾鷲市	
⑤消防施設			
	警防・救助関係資器材整備事業	消防	
	警防関係資器材整備事業	尾鷲市	
	救急関係資器材整備事業	消防	
	消防車両整備事業 水槽付消防ポンプ自動車(海山消防署)	消防	
	消防車両整備事業 指揮車(消防本部)	消防	
	消防車両整備事業 資機材搬送車(尾鷲消防署)	消防	
	消防車両整備事業 高規格救急車(海山消防署)	消防	
	消防車両整備事業 指揮支援車(消防本部)	消防	
	消防車両整備事業 水槽付消防ポンプ自動車(尾鷲消防署)	消防	
	消防車両整備事業 高規格救急車(紀伊長島消防署)	消防	
	消防車両整備事業 資機材搬送車(紀伊長島消防署)	消防	
	消防車両整備事業 広報車(消防本部)	消防	
	消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(海山消防署)	消防	
	消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(紀伊長島消防署)	消防	
	消防救急デジタル無線事業	消防	
	消防庁舎整備事業 輪内出張所移転整備事業	消防	
	消防施設整備事業 第13分団積載車整備	尾鷲市	

		消防施設整備事業 第3分団積載車整備	尾鷲市	
		消防施設整備事業 第1分団積載車	尾鷲市	
		消防施設整備事業 団本部災害対策車	尾鷲市	
		消防施設整備事業 第2分団積載車	尾鷲市	
		消防施設整備事業 第7分団車庫整備	尾鷲市	
		消防施設整備事業 第11分団倉庫整備	尾鷲市	
		消防施設整備事業 第11分団車庫整備	尾鷲市	
	⑥公営住宅			
		市営住宅維持管理事業	尾鷲市	
	⑦過疎地域持続的発展特別事業			
	ア生活	住宅・建築物耐震診断事業	尾鷲市	
		木造住宅耐震補強事業	尾鷲市	
		空家等対策推進事業	尾鷲市	
		防犯灯維持管理事業	尾鷲市	
	イ環境	浄化槽設置整備事業	尾鷲市	
	⑧その他			
		急傾斜地崩壊対策事業	三重県	
		津波避難タワー整備事業	尾鷲市	
		避難路整備事業	尾鷲市	
		市内河川整備事業	尾鷲市	
		市内河川浚渫事業	尾鷲市	
		空家等対策推進事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、各施設、設備等の維持管理・修繕・更新についての方針は、以下のとおりとしており、これらに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

① 行政系施設

消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、安全・安心なまちづくりのために欠かすことの出来ない施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

その他行政系施設についても、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

② 公営住宅

公営住宅は、生活の基盤となる居住空間を提供する重要な施設です。現在

管理している住宅は老朽度が高く、経過年限を超えたものもあることから、効率的な維持管理や修繕等を行うため、平成29年度に尾鷲市営住宅長寿命化計画を策定いたしました。今後は、将来の住宅需要等も勘案し、適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。

③ 供給処理施設

供給処理施設は、生活ごみ、し尿、浄化槽汚泥や一般廃棄物、不燃物を処理する施設です。

清潔で住みよい環境のためにも、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

なお、ごみ処理施設については現在、五市町での広域的な施設整備に向けて検討を進めている状況です。

④ その他

その他の施設には、これまでの分類に区分されない施設が該当します。

尾鷲市斎場は、市内に唯一の火葬場で市民生活には欠かせない施設であることから、計画的な修繕を行っていますが、その使用頻度と経過年数から施設の老朽化が進んでおり、今後の施設改修について検討していく必要があります。

また、上記以外の施設において、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑤ 上水道施設（簡易水道施設を含む）

上水道施設は水道会計に属する施設であり、インフラ資産である水道管と共に、水道会計によって管理されています。

住民の生活に欠かすことの出来ない水道事業運営のために、今後は、適切に維持管理や修繕に努め資産の長寿命化を推進し、更新時には人口推計等を基に、ダウンサイジング・スペックダウン等を検討し更新を行います。

⑥ 上水道（簡易水道を含む）

上水道は、住民の日常生活に直結するものであり、安全でおいしい水の安定供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しています。今後も安定的に水道が供給されるよう「尾鷲市水道事業経営戦略」に基づき適切な維持管理・修繕・更新を行っていきます。

⑦ 下水道

本市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しています。

今後も適切な維持管理・修繕・更新を行っていきます。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 児童福祉施設

ア 保育所

本市には6か所の保育園があり、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域について遊び等を通して学ばせることや、子どもの年齢などの個人差を考慮した上で保育を行っています。

津波浸水予想区域にある老朽化した3保育園については、平成25年度に策定した「尾鷲市保育所整備基本計画」に基づき安全な場所への移転整備を平成28年度から30年度までの3か年をかけて行い、安全・安心な保育環境の提供が可能となりました。今後も適切な維持管理・修繕等を行っていきます。

また、園児数の減少等により存続が困難となる保育所については、地域の保育環境が維持できることを前提として、連携できる施設の状況に応じた統廃合を図るほか、地域の実状に応じ、少人数での保育環境を維持する地域型保育事業の実施を図ります。

イ 児童館

地域のなかで子どもたちが安全に遊べる場所が減少したことなどが要因となり、近年の子どもたちは、異年齢の子ども同士や地域の人たちとの関わりが少なくなっているといわれています。しかし、豊かな心は多くの人との関わりの中で育まれ、地域の中で多くの人たちと関わり合いながら、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の確保が大きな課題となっています。

天候に左右されず、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする施設整備が求められています。

② 認定こども園

少子化が進むなか、望ましい教育効果を発揮する一定の集団の確保が非常に困難な状況にあり、未就学児の減少状況を考えると、将来にわたって安定的な教育環境の確保が課題となっています。

保育を必要としない3歳以上の子どもが入園でき、保育を必要とする子どもたちとともに集団の中で活動できる認定こども園の設置が必要です。

③ 高齢者福祉施設

ア 老人ホーム

尾鷲市養護老人ホーム聖光園は、地域の高齢者福祉の向上を図るため、平成8年度に建設されました。

快適な施設環境整備を行うため、老朽化等により不具合の生じた箇所に関しては、施設の補修を随時行っており、令和2年度は一部大規模な空調設備改修を行いました。今後も適宜、設備等の改修が必要となっています。

④ 障害者福祉施設

ア 地域活動支援センター

地域活動支援センターとは、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進を図る施設ですが、本市においては整備されていないのが現状です。

日中活動の場としてだけではなく、情報交換や障がい者の連携を促進する場としても必要性が高く、整備の必要があります。

イ その他

障がい者福祉については、地域生活支援の充実、就労支援の強化、途切れない療育支援体制の充実に重点をおいて、取り組んでいるところですが、なかでも、地域で生活を希望する障がい者の日中の活動の場、就労の場のニーズは高く、本市においての日中活動の場は3か所しかないのが現状です。

今後の動向を鑑みると、新規施設の増設若しくは既存の施設の増床の必要があります。

また、精神病院等への長期入院患者や施設入所者が、個々人の自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを実現するための施策として地域移行の推進が求められています。

そのためには、住まいの場としてのグループホームの整備など地域での受け皿づくりが課題となっています。

⑤ 福祉保健センター

本市では、平成11年度に建設された輪内高齢者サービスセンター及び平成12年度に建設された尾鷲市福祉保健センターにおいて、高齢者福祉や地域福祉の向上及び健康増進を図っているほか、災害時には避難所としての役割も担って

います。

福祉保健センターの空調設備については、昨年度、大規模な改修工事を行ったことにより、感染症対策の為に換気を行う中でも、適切な温度管理ができています。

引き続き快適な環境整備を行うため、老朽化等により不具合の生じた箇所に関しては、施設の補修を行っています。

今後も、ますます進む高齢化社会のなか、安全で安心して利用できる施設整備が求められています。

⑥ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 児童福祉

少子化が進む本市においては、安心して産み育てるためには、思春期教育を始めとする妊娠前からの一体的な支援が必要となります。

さらに、妊娠期から関係機関のみでなく地域が一体となった子育て支援体制を構築するとともに、市民に対し可視化することで不安を軽減することが重要です。

また、子どもや一人親家庭に対し医療費の助成を行い、医療サービスの提供を受け、安心して地域で生活できるしくみを構築する必要があります。

イ 高齢者・障害者福祉

高齢化や障がいの有無に関わらず、地域のなかで生き生きと暮らせる環境を整備し、さまざまな活動に参加できるような社会づくりが重要です。

また、近年、障がいの重度化、重複化、複雑化、障がい者の高齢化が進んでおり、障がい者のニーズも多様化していることから、地域の実情も踏まえたうえで、サービス基盤の整備はもとより、相談支援体制の充実など関係機関との連携の強化も必要です。

障がいのある人が、地域で豊かな生活を送るためには、福祉サービスの充実、相談支援体制の強化、就労の充実が不可欠です。

グループホーム等の居住系サービス、社会参加や買い物等の外出支援サービス、障がい児の放課後や長期休暇時の日中一時支援サービスなども不足していることから、さまざまな障がい施策を講じていく必要があります。

今後は、市民が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、雇用、社会参加、保健・医療・福祉と幅広い分野での取り組みを総合的に進めていく必要があります。

また、障がい者に対し医療費の助成を行うことで、医療サービスの提供を受けられる事ができ、安心して地域で生活できるしくみを構築する必要があります。

ウ 健康づくり

健康寿命を延伸する為、市民自らが自分の健康は自分で作り、守る、という意識を持ち、生活習慣を見直すとともに、日頃から健康状態に関心を持ち、かかりつけ医と共に健康管理を行い、主体的に健康づくりに取り組むことが重要となります。

具体的には栄養バランスの偏りや運動習慣の定着化が課題となっており、さらに新型コロナウイルスやインフルエンザを始めとする感染症及び熱中症においては、高齢者は重症化する危険性が高いことから、予防対策の周知は重要となります。

また、市民の感染症予防や疾病の早期発見・早期治療及び健康増進を展開し生活習慣病の予防などを行い、健康寿命の延伸を目指した支援が必要です。

エ その他

市民が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、雇用、社会参加、保健・医療・福祉と幅広い分野での取り組みを総合的に進めていく必要があります。

また、子どもや一人親家庭、障がい者に対し医療費の助成を行い、医療サービスの提供を受ける事ができ、安心して地域で生活できるしくみを構築する必要があります。

⑦ その他

障がいのある人が、地域で豊かな生活を送るためには、福祉サービスの充実、相談支援体制の強化、就労の充実が不可欠です。

グループホーム等の居住系サービス、社会参加や買い物等の外出支援サービス、障がい児の放課後や長期休暇時の日中一時支援サービスなども不足していることから、さまざまな障がい施策を講じていく必要があります。

地域の福祉の向上や人権の啓発を目的としたコミュニティセンター（尾鷲市立林町会館）は、講演会や研修会、各種講座等を開催し、地域住民のみならず市全域から多くの人々が利用していますが、耐震診断、補強がされていないなどの問題があり、整備が必要です。

また、少子化が進む本市において、安心して子どもを産み育てるためには、子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置が必要です。

更に、地区センター(出張所)管内においては子どもの減少が著しく、保育所の継続に必要な園児の確保が困難な状況にあります。しかし、当該地域から保育環境がなくなることは、地域における子育て世帯の減少に繋がり集落の存続にも影響が及ぶことから、将来にわたって安定的な保育環境の確保が課題となっています。

そのため、少人数での保育に対応した地域型保育事業を実施する、小規模保育事業所の整備が必要です。

(2) その対策

① 児童福祉施設

ア 保育所

安全・安心な保育環境を提供するため、適切な維持管理・修繕等を行っています。

また、必要に応じて施設の統廃合または地域型保育事業の実施を図ります。

イ 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする施設である児童館については、地域の実情及びニーズを考慮しながら、整備に努めます。

② 認定こども園

就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな取り組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たす認定こども園の設置が必要なことから、既存の保育園を認定こども園に移行し、子どもたちが集団の中で遊びや学ぶことができる環境の整備、自立心や社会性を身につけ自己肯定感をもって成長できる幼児期の教育・保育の充実に努めます。

③ 高齢者福祉施設

ア 老人ホーム

養護老人ホームとして快適な施設環境を提供するため、計画的な改修及び修繕を行います。

④ 障害者福祉施設

ア 地域活動支援センター

障がい者の居場所、活動の場としての地域活動支援センターについては、地域の実情及びニーズを考慮しながら、整備に努めます。

イ その他

障がい者が住み慣れた地域で生活をしていくためには、その適性と能力を活かせる就労の場、訓練の場、生活の場が必要ですが、本市にはそのような場所

が少ないため、希望する施設の利用が難しいのが現状です。

利用を希望する障がい者がその適性と能力が発揮できる施設の整備が必要であり、平成29年にはゆめ向井工房の増床及び施設改修が行われ、今後も日中活動の場の充実に努めます。

また、長期入院入所者の地域移行や地域で生活する障がい者の親亡き後の生活の場として、グループホームの整備を進めます。

⑤ 福祉保健センター

地域の福祉保健活動の拠点として多くの市民が利用する施設であり、快適で利用しやすい施設環境を提供するためにも、計画的な改修及び修繕を行います。

⑥ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 児童福祉

妊娠前支援については、思春期に生命の大切さ、あるいは、妊娠・出産・子育てについての教育を、教育・医療（助産師）・保健が連携し、支援体制を整えます。

また、妊娠期から継続した子育て支援及び産前産後支援を、関係機関及び地域と連携し、充実を図るとともに、市民にわかりやすい支援体制を目指します。

更に、地域のボランティア等が子育てを支える活動ができるよう支援し、市全体で子育てを支える体制の整備を進めます。

また、医療サービスの提供の充実を図るため、子どもや一人親家庭に対し医療費の助成を行い、安心して地域で生活できるしくみを構築します。

イ 高齢者・障害者福祉

高齢者や障がい者のニーズに対応したサービスを充実させるため、福祉施設の充実に努めるとともに、社会参加や就労の機会の創出や、地域で生き生きと暮らすことができるよう、緊急通報装置設置などの高齢者対策のための施策を講じていきます。

また、障がいの重度化、重複化、複雑化、高齢化が近年進み、障がい者のニーズも多様化していることから、サービスの安定的供給と質的確保を図るとともに、必要なサービス基盤の整備に努めます。

障がいのある児童が、保育園や認定こども園等で、子どもの発達や特性に応じた、保育・療育を受けられるよう支援の充実を図り、また、発達が気になる段階

から、途切れなく支援が受けられるよう、子育て支援サービスや、障がい福祉サービス等を、総合的に提供できる体制の整備を推進します。

また、医療サービスの提供の充実を図るため、障がい者に対し医療費の助成を行い、安心して地域で生活できるしくみを構築します。

ウ 健康づくり

地域住民一人ひとりが自身の健康状態に関心を持ち、健康管理を行えるよう普及啓発を行うとともに、定期的な検診受診勧奨、重症化予防対策を進めます。

また、身近な地域で気軽にできる健康教室などを通じて運動習慣を身につけ、継続する為の環境づくりに努めるとともに、フレイル予防にも着眼した高齢者への支援を行います。

ほかにも、ロコモティブシンドローム、サルコペニアやフレイルの概念、感染症等の予防の大切さについて理解が得られるよう、正しい知識と予防方法の周知を図ります。

市民一人ひとりが健康で元気に生活できる社会を築くために、健康の増進・食生活の改善などの幅広いサポート体制を構築するとともに、生活習慣病や感染症の予防、がん検診等を実施します。

エ その他

生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、経済的に困窮し、生活に困りごとや心配ごとのある市民への支援についても必要な施策の推進に努めます。

⑦ その他

障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉サービスの安定的供給と質的確保を図るとともに、グループホームやケアホームなどの住まいの場を整備することで、親亡き後の生活の場の確保や長期入院・入所者の地域移行を図ります。

学童期の放課後や長期休暇等において見守り等が必要な障がい児や、障がい者の居場所として、地域活動支援センターや生活介護など日中の活動の場の整備を図るとともに、障がいのある子どもの地域療育を支援するための拠点づくりを検討します。

また、障がいのある人が適性と能力に応じた雇用を継続できるよう、福祉的就労を含めて支援していきます。

尾鷲市立林町会館に関しては、地区内外から多くの人々が利用していることから、今後の自然災害を考慮して耐震対策を図ります。

また、子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。

更に、子どもの減少が著しく保育所の維持が困難となっている九鬼・北輪内・南輪内センター(出張所)管内において地域の保育環境を維持するためには、少人数の子どもに対する保育を担う小規模保育事業の実施が必要なことから、小規模保育事業所を設置し既存の保育園機能を移行するとともに、未就学児の教育・保育の充実に努めます。

妊娠前支援については、思春期に、生命の大切さあるいは、妊娠・出産・子育てについての教育を、教育・医療(助産師)・保健が連携し支援体制を整えます。また、妊娠期から継続した子育て支援及び産前産後支援を関係機関及び地域と連携し充実を図るとともに、市民にわかりやすい支援体制をめざし可視化されたネットワークシステムの構築を目指します。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	①児童福祉施設			
	イ児童館	児童館整備事業	尾鷲市	
	②認定こども園			
		認定こども園事業	尾鷲市	
	③高齢者福祉施設			
	ア老人ホーム	聖光園設備改修事業	尾鷲市	
	⑥過疎地域持続的発展特別事業			
	ア児童福祉	多子世帯支援事業	尾鷲市	
		子ども家庭総合支援拠点事業	尾鷲市	
	イ高齢者・障害者 福祉	尾鷲市社会福祉協議会運営事 業	尾鷲市	
		老人クラブ連合会運営事業	尾鷲市	
		尾鷲市シルバー人材センター 運営事業	尾鷲市	
		療育教室事業	尾鷲市	
		障がい児保育事業	尾鷲市	
	ウ健康づくり	予防接種事業	尾鷲市	
		子ども医療費助成事業	尾鷲市	
		一人親家庭医療費助成事業	尾鷲市	
		福祉(心身障害者)医療費助成 事業	尾鷲市	
	⑦その他			
		林町会館耐震事業	尾鷲市	
		子ども家庭総合支援拠点事業	尾鷲市	
		小規模保育事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、各施設、設備等の維持管理・修繕・更新についての方針は、以下のとおりとしており、これらに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

① 子育て支援施設

子育て支援施設は、児童の健全な育成と働き盛りの子育て世帯にとって必要不可欠な施設です。子を産み育てやすい環境を整え出生率を向上させるためにも、尾鷲市保育所整備基本計画に基づいて整備を行い、今後も適切な維持

管理・修繕・更新を行います。

② 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、総合的な健康づくりと高齢者福祉等に寄与する施設です。そのうち「養護老人ホーム聖光園」及び「輪内高齢者サービスセンター」については、「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づいて指定管理者を選定しており、「尾鷲市福祉保健センター」を含むその他の施設は市の直接管理となっています。

豊かで健康的な市民生活のためにも、今後も適正な管理・修繕・更新を行っていきます。

7 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 診療施設

ア 病院

尾鷲総合病院は、内科をはじめ14診療科、入院病床数は一般病床199床・療養病床56床を有し、本地域の地域医療の拠点施設として位置づけられています。令和元年度には入院66,178名・外来93,265名に利用されており、本地域にとって欠くことのできない施設です。

市民生活を営む上で重要な「医療」を担うため、地域の保健・医療・福祉との連携を促進し、地域の人々とともに創る病院として、信頼され・いつでも安心してかかっただけの病院を目指し、質の高い医療技術とサービスを提供する病院として充実させていく必要があります。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 自治体病院

市民が健康で充実した地域生活を送るためには、救急医療の確保・充実は不可欠なものです。

イ その他

地域の医療を維持するためには、地域の紀北医師会、歯科医師会等との連携が必要不可欠です。

(2) その対策

① 診療施設

ア 病院

公立の医療機関として、また、地域の中核病院として救急医療体制を整え、高度医療と救急医療に重点を置いた診療機能の充実に努めていくとともに、地域の紀北医師会と連携をとりながら、三重大学医学部附属病院及び伊勢赤十字病院等に医師の派遣を働きかけ、地域住民が安心して受診ができ信頼される病院を目指すために必要な医療機器等の更新及び施設の整備等を行います。

また、診療を行う上で医療機器の充実は不可欠であり、MRI や CT 等の高度医療機器については、耐用年数が過ぎており早急に更新する必要があるため、見直しを行った尾鷲総合病院新改革プランに基づき更新を進めます。

その他の医療機器についても、医療需要にあわせて適宜更新します。

病院内の設備については、入院棟建設及び外来棟改修を行った際に大規模な新設及び更新を行いました。が、耐用年数が過ぎているものが増えてきたことから更新を進めます。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 自治体病院

24時間365日の救急医療を確保維持するために、関係機関と連携を図りながら救急医療体制の強化を推進します。

イ その他

地域医療の確保維持及び中核病院との連携のため、関係機関と連携を図りながら地域医療体制の強化を推進します。

(3) 計画**事業計画(令和3年度～令和7年度)**

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	①診療施設			
	ア病院	尾鷲総合病院設備改修事業	尾鷲市	
		尾鷲総合病院医療機器等整備事業	尾鷲市	
	②過疎地域持続的発展特別事業			
	ア自治体病院	救急医療体制強化事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療施設は病院会計に属する施設であり、独立採算でサービスを提供しています。

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」においては、住民にとって、安心して良質な医療を受けられる環境は極めて大切であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行うこととしており、これに基づき(3)計画で示した事業を行います。

8 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 学校教育関連施設

ア 校舎

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は重要なことです。

平成27年度までに、尾鷲小学校、宮之上小学校及び輪内中学校を改築した結果、現在、児童生徒が在籍する学校の耐震化は完了していますが、非構造部材や、老朽化した施設の大規模な改修や維持補修が課題となっています。

また、施設等に不具合が発生した後に改修等を行う事後保全型から、不具合が発生する前に対応し、機能・性能の維持・回復を図る予防保全型への移行を進めることにより、ランニングコストの抑制を図り、教育環境の質的向上と社会的ニーズへの対応が必要です。

イ 屋内運動場

経年劣化による外装(屋根・外壁)、内装(床・内壁)及び電気施設・防災設備等の大規模改修又は改築を実施することにより、生徒が安全で安心して学習・生活ができる教育環境を改善する学校施設の長寿命化が必要です。

ウ 水泳プール

各学校保有のプールは、小規模な改修・補修をしながら維持管理し、使用してきましたが、経年劣化により、老朽化が著しい状況となっています。

また、夏季を中心に年間4か月程度の施設稼働となっていますが、各学校において老朽化により塗装の劣化や、プールそのものの水漏れやポンプ設備の不具合などがあり、生徒が安全で安心して学習・生活できる教育環境の改善が課題となっています。

エ 教職員住宅

市内各所にある教職員住宅の一部は、空き家になっている住宅もあり、老朽化が著しい状況です。それらの住宅は、景観を損ねるだけではなく、維持管理も難しくなっており、地震などの災害発生時、倒壊して逃げ道を塞いだり火災を

広げる原因となるなど防災上、さまざまな課題が指摘されていることから、早急な解体が必要となっています。

オ スクールバス

輪内地区の通学手段として、3台のスクールバスを運行していますが、児童生徒の通学の安全を確保するためには、適切な更新をしていく必要があります。

カ 給食施設

現在、市内の全小中学校の給食実施のため尾鷲中学校の給食導入に係る取り組みを進めています。

また、尾鷲中学校の給食実施に併せて、他の単独校調理場について老朽化が進んでいることなどから環境衛生改善やランニングコストの抑制を図るため集約化し、共同調理場での給食の提供を検討する必要があります。

キ その他

各小学校遊具については、経年劣化により、腐食・損傷している遊具が目立ってきており、各学校で使用不能としている遊具も多くあります。現在の学校規模等も勘案しながら、必要な遊具の整備を行い、児童が安心して遊べる環境整備を図る必要があります。

元東邦テニスコートについては、経年劣化により、以前からコートの損傷が激しく、小規模な補修をしながら維持管理し使用してきましたが、現状では、プレーする生徒のケガが懸念される状況です。生徒が安全に安心してクラブ活動ができる教育環境の改善を図る必要があります。

② 社会教育施設、体育施設等

ア 公民館

中央公民館では、多様なニーズに対応した特色ある生涯教育・生涯学習を推進するため、各種講座の充実や新規講座の開設等に努めていますが、講座内容や参加者が固定化している課題があります。

また、中央公民館は、生涯学習や世代を超えた交流の場としての利活用や、今後予想される東南海地震など有事の際の避難施設として、本市にとって非常に重要な公共施設として位置づけられていますが、耐震診断の結果「非耐震構造」との診断結果が出されています。竣工から40年以上が経過しており、建物の老朽化が進むなか、高齢者、障がい者等への配慮や、生涯学習を推進するために、充実した施設・設備としての整備が求められています。

イ 体育施設

心身ともに健やかで明るい日常生活を送るため、保健衛生の向上と、体育・スポーツ活動が重要であり、体育館、運動場、野球場、テニスコートなどを利用し、市民の健康づくりを進めています。

しかし、これらの施設においては、使用頻度が高く、建設から相当年数が経過していることから、各施設とも老朽化等が進み、修理・改修及び施設の更新等が必要とされています。

また、広域で進めている新ごみ処理施設の整備に伴い、建設予定地として市営野球場が選定されており、代替球場の整備が必要です。

ウ 図書館

図書館は、社会教育施設として地域住民の学習要求に応えられるよう、図書、その他の資料を収集、保存し提供しています。また、読書を通じた情操教育や子育て需要に応えるとともに、子育て世帯が親子で気軽に訪れることができる施設としても活用されています。しかし、中央公民館の複合施設として竣工し相当年数が経過していることや、蔵書数が増加したことなどにより、図書館としての機能が十分でない状況となっています。

エ その他

天文科学館は、観望会や講座・体験教室等を開催し、本市の生涯学習を推進してきましたが、竣工後30年以上が経過し、施設・設備の老朽化による不具合が各所に見られます。

天満集会所は、地区住民による様々な文化活動や行事等に使用されていますが、竣工後45年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また、災害時の避難所に指定されているものの、耐震化されておらず、施設の適切な更新や耐震化が求められています。

また、地域内外の住民が充実した余暇時間を過ごし、交流の場となる公園施設の整備としては、子どもの遊具など施設整備の充実を図る必要があります。

③ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 義務教育

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう国が策定した「放課後子ども総合プラン」の中で求められている「全ての小学校区における放課後児童クラブあるいは放課後子ども教室の整

備」、「これら二つの事業の一体型もしくは連携型での実施」を進めていく必要があります。

しかし、放課後児童クラブが整備されていない校区では、一体型事業の展開が不可能であるとともに、リアス地形にある本地域において、少子高齢化がより進行している周辺部等の小規模校区では、放課後児童クラブ自体が成立しないうえ、校区や地域を超えた児童たちの移動が困難な状況にあるなか、児童たちが校区内で参加できる放課後子ども教室が整備されていない状況にあります。

こうしたことから、国が目指す「小1の壁打破」に向けた取り組みとしては、小規模校区内への新設を含む放課後子ども教室の全市的な展開と充実及び放課後児童クラブ未成立地域における代替的な事業実施の検討、または、地域やボランティア、各種団体等と連携した独自の仕組みづくり等が必要となります。

さらに、学校教育においては社会環境などの変化により、教育現場でも多様化する指導などへの対応が必要となっています。

イ その他

図書館は、地域の情報拠点として、多様化する市民のニーズに対応していけるよう、幅広い資料の収集が求められています。

また、情報化の進展により、読書離れが懸念されており、子どものうちから読書に親しむ習慣をつくることが重要です。

(2) その対策

① 学校教育関連施設

ア 校舎

「尾鷲市学校施設保全計画」に基づき、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ児童生徒たちに、安全で安心して学習・生活ができる場と発災時の防災機能を確保するため、適切な予防保全及び長寿命化を行っています。

また、他の行政施設との複合化ができないかの検討を継続していきます。

イ 屋内運動場

「尾鷲市学校施設保全計画」に基づき、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ児童生徒たちに、安全で安心して学習・生活ができる場と発災時の防災機能を確保するため、適切な予防保全及び長寿命化を行っています。

また、他の行政施設との複合化ができないかの検討を継続していきます。

ウ 水泳プール

「尾鷲市学校施設保全計画」に基づき、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ児童生徒たちに、安全で安心して学習・生活ができる場を提供するため、適切な予防保全及び長寿命化を行いつつ他の学校との共有化が図れないかの検討を継続します。

エ 教員住宅

「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、計画的に解体を進めていきます。

オ スクールバス

スクールバスについては、運行に支障をきたさないよう修理等を行うとともに、車両の更新については、運行年数による老朽化を考慮し随時更新していきます。

カ 給食施設

全ての学校で学校給食を実施するため、尾鷲中学校の給食を実施します。

また、給食施設を集約化することにより、衛生環境の改善や学校給食の効率化を図り、児童・生徒の健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせることや食料の生産や食

文化についての理解など、多様な食育の充実を図っていきます。

キ その他

各小学校遊具撤去及び新設については、老朽化が著しく、また、児童たちに安全で安心して学習・生活ができる場を提供するため、計画的に遊具の撤去及び新たな遊具の設置を行っていきます。

また、元東邦テニスコートについては、老朽化が著しく、また、生徒たちに安全で安心してクラブ活動ができる場を提供するため、市立運動場テニスコートとの統合を検討します。

② 社会教育施設、体育施設等

ア 公民館

多様なニーズに対応した地域の特性・生活・文化などを活かした学習プログラムの開発や、地域性のある学習課題に取り組むとともに、自然災害時の避難施設などの機能を有する必要があるため、耐震化を図るとともに、施設の改修を行っていきます。

イ 体育施設

健やかで豊かな市民生活の維持のため、体育施設の修繕・改修を計画的に行うとともに、既存施設の補強や長寿命化を検討しつつ、市民のスポーツへの関心や各年齢層のニーズ等を反映し、その設備等器具の更新を行っていきます。

また、スポーツ施設の新設を検討する上では、競技者の育成やスポーツ振興などの視点を踏まえた施設づくりや市民が楽しみながら体を動かし憩える場づくりを目指します。

また、市営野球場については、市民の利用が途切れることなく移行できるよう、新ごみ処理施設整備の進捗とともに、代替野球場の整備を進めます。

ウ 図書館

地域住民の学習要求や読書を通じた子育て需要等に応えられるよう、図書館機能の充実を図り、住民が利用しやすい図書館を目指し、設備の改修を行っていきます。

エ その他

天文科学館は、生涯学習への興味関心を促す場と機会を提供する施設であり、計画的な設備の更新と施設の修繕を行っていきます。

また、天満集会所においては、地区住民が安全かつ快適に社会教育活動等を行う拠点となるよう、計画的な改修を検討していきます。

公園整備についても、老朽化した遊具等改善を図るため、各公園の状況に応じた年度計画によりその整備に努めます。

③ 過疎地域持続的発展特別事業

ア 義務教育

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、尾鷲小学校区においては放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施を目指します。

また、全市的には連携型事業の実施を進めつつ、放課後児童クラブ未成立地域や放課後における児童らの移動が困難な小規模校区における子育て世代のニーズを勘案した上で、放課後子ども教室の充実と整備を図っていきます。

さらには、学校や地域、ボランティアや各種団体等と連携しながら、必要な人材の確保や育成、連携体制の検討等を行っていきます。

学校教育においては、地域におけるさまざまな体験学習やふるさと尾鷲への愛着を深める学習を行いながら、積極的に地域と学校が交流・連携し、豊かな心を育む教育を進めます。

また、児童生徒それぞれが個性や能力を伸ばせるよう、ICT等を活用し個々の学力の状況を把握し、学習指導の工夫や改善につなげ、基礎学力の向上に努めます。

学校教育活動全体を通して、発達段階に応じて基礎的な体力・運動能力を高め、多様な運動に触れさせることにより、一人ひとりの能力・適性を伸ばし、その能力が発揮できるよう学校体育の充実を図ります。

イ その他

図書館では、いつでも、どこでも、自らの興味や関心に応じて学べるよう、図書資料の充実やインターネットによる蔵書検索や予約、他の自治体の図書館との相互貸借の利用など図書館機能を充実します。

また、子どもが本に親しめるように多様な行事に取り組むなどの環境づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	①学校教育関連施設			
	ア校舎	尾鷲中学校 EV 設置事業	尾鷲市	
		尾鷲中学校消火栓設備更新事業	尾鷲市	
	イ屋内運動場	尾鷲中学校屋内運動場長寿命化改修改築整備事業	尾鷲市	
		小中学校屋内運動場照明 LED 化事業	尾鷲市	
		尾鷲中学校屋内運動場バスケット装置取替事業	尾鷲市	
	ウ水泳プール	尾鷲中学校プール改築事業	尾鷲市	
		尾鷲小学校プール改築事業	尾鷲市	
	エ教員住宅	元須賀利小学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
		元三木里小学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
		賀田小学校旧教員住宅解体事業	尾鷲市	
		元北輪内中学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
		元九鬼中学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
		元三木小学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
		元古江小学校教員住宅解体事業	尾鷲市	
	オスクールバス	スクールバス更新事業	尾鷲市	
	カ給食施設	学校給食施設集約化整備事業	尾鷲市	
		給食配送車整備事業	尾鷲市	
	キその他	各小学校遊具撤去及び新設事業	尾鷲市	
		小中学校段差解消事業	尾鷲市	
		小中学校トイレ改修事業	尾鷲市	
	②社会教育施設、体育施設等			
	ア公民館	中央公民館耐震補強事業	尾鷲市	
		中央公民館改修事業	尾鷲市	
	イ体育施設	市立運動場テニスコート改修事業	尾鷲市	
		体育文化会館耐震事業	尾鷲市	

		体育文化会館改修事業	尾鷲市	
		市営野球場整備事業	尾鷲市	
		市武道場改修事業	尾鷲市	
	ウ図書館	図書館改修事業	尾鷲市	
	エその他	天文科学館設備等改修事業	尾鷲市	
		天満集会場耐震事業	尾鷲市	
		中村山公園トイレ整備工事	尾鷲市	
		北浦児童公園トイレ改修事業	尾鷲市	
	③過疎地域持続的発展特別事業			
	ア義務教育	学校ICT環境整備	尾鷲市	
		ふるさと教育支援事業	尾鷲市	
		スクールバス運行管理事業	尾鷲市	
	イその他	読書活動推進事業	尾鷲市	
		図書館システム更新事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、各施設、設備等の維持管理・修繕・更新についての方針は、以下のとおりとしており、これらに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

① 社会教育系施設

公民館や図書館等は、年少者から高齢者までが利用する施設であり、教育や生涯学習の観点からも重要な施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

② スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、年齢を問わずさまざまな方に利用され、住民の健康増進と体力の向上を促進するための重要な施設です。各施設の利用実態や運営コストを踏まえながら、また、スポーツ施設については尾鷲市スポーツ推進計画に基づき施設のあり方を検討しつつ、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

③ 学校教育系施設

学校教育系施設は必要不可欠なものですが、年少人口動態を踏まえて適切な維持管理・修繕・更新を行います。

小学校は、災害時の避難施設としての役割を果たすため、これまで耐震改修を含め適切な改修工事を行ってきました。今後も、児童数の推移と各小学校の状況を把握しながら、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

中学校は、生徒に対して質の高い教育と安全安心で快適な学習環境を提供できるよう、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

三木小学校・三木里小学校については、令和元年度に耐震補強がなされている賀田小学校へ統合されたため、今後は既存の校舎等の利活用を含め、取

り扱いについて検討していく必要があります。

須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は休校となって長いことから、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取壊し等について検討していく必要があります。

9 集落の整備

(1) 現状と問題点

① 過疎地域集落再編整備

過疎地域において、住民と行政の役割を明確にし、地域の住民自治意識を尊重しながら「まちづくり」を行っていくことが必要とされています。

市内に12施設設置されているコミュニティーセンターについては、地区住民の文化、教育、福祉等の増進を図るとともに、自主的、主体的な活動を支援、育成し、融和のあるコミュニティーを形成するための総合的なまちづくりの拠点として整備されています。

しかしながら、これら施設の老朽化に加え、過疎・少子高齢化などにより、その活動が困難になるなどの課題が生じており、複数の集落が連携しながら地域活動に取り組んでいく必要性が生じています。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 集落整備

本市のまちづくりを進める上で重要なことは住民自治であり、その単位となるのは自治会や地区会が基本的な組織です。

これら団体のコミュニティーの醸成は、行政と協働し進める事が必要であり、その地域の歴史・文化などの要素を取り入れ、住民発案・発想をまちづくりに活かし、住民と行政の役割を明確にして事業展開していく必要があります。

また、これらの活動の拠点となる地域のコミュニティーセンターについては、施設の長寿命化や、地域の住民が安全・安心に利用できるよう、適切に維持管理する必要があります。

有事の際に住民自治を活かした自助共助の考えのもと、初動体制の充実を図る上で、自主防災会との連携が不可欠であり、情報共有や相互連携を強化する必要があります。

(2) その対策

① 過疎地域集落再編整備

地域独自の事業を展開させていくため、歴史的な経過や地域資源などの特性を生かし、住民と協働して事業を展開していく必要があります。

そのため、コミュニティーセンターは、過疎・少子高齢化が著しい本市で、地域の特性・生活・文化などを活かした取り組みや、地域性のある課題に取り組むとともに、自然災害時の避難施設などの機能を有する必要があるため、一部出張所機能等を有する多機能施設を、優先順位を付けて 整備・改修を行っていきます。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 集落整備

まちづくりを円滑に進めるために、尾鷲市自治会連合会や区長会との協働により、その地域の歴史的背景なども考慮し、地域に根付いた事業や、地域資源を活かした新たな展開を推進します。

地域のコミュニティーセンターについては、地域の住民が安全・安心して使用し、地域のまちづくりの拠点としての役割を発揮するため、適切に維持管理を行います。

また、風水害、地震等の有事の際に、自助共助の精神のもと消防団や自主防災会と協働し災害に対応できる体制作りを行います。

(3) 計画**事業計画(令和3年度～令和7年度)**

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	①過疎地域集落再編整備			
		コミュニティー施設維持管理事業	尾鷲市	
	②過疎地域持続的発展特別事業			
	ア集落整備	自治会連合会活動事業	尾鷲市	
		コミュニティー施設維持管理事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、コミュニティーセンターは、老朽化が激しい施設については「尾鷲市公共施設耐震改修計画」に基づき、順次建て替えを行ってきました。

建て替えを行っていないコミュニティーセンターについては、今後建替え等を含めた方針を検討していくこととしており、これらに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

10 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

① 地域文化振興施設等

ア 地域文化振興施設

市民文化会館は、芸術文化振興の拠点として市民に多くの優れた鑑賞事業を提供するとともに、市民参加の自主事業を企画し、芸術文化にふれあう機会づくり、創作活動の促進等を行ってきました。しかし、施設設備の老朽化による不具合などが生じ、今後も芸術文化活動を行うために改修や機器の更新などが必要となっています。

また、郷土室では、県指定文化財に指定されている近世文書の収集保存を行っています。しかし、現在の郷土室では、文化財、郷土資料を収蔵・展示する施設能力が十分でない状態です。

イ その他

世界遺産に登録された「熊野古道」をはじめ、国指定天然記念物である須賀利大池及び小池など多くの文化財や恵まれた自然があります。しかし、「熊野古道」にかかる橋、手すりなどや、文化財説明板等に老朽化が見られ、来訪者の安全確保のため、計画的な更新が必要とされています。

さらに、文化財については、屋外に所在するものにあつては、風水害をはじめとする自然災害等によるき損のリスクにさらされており、災害時には現状確認を行うとともに、被害が発生した場合は、適切な復旧対策を行う必要があります。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 地域文化振興

「尾鷲節」などの郷土の伝統民謡や、各地域に残る古くからの祭りなど、本市には様々な地域歴史・文化が残っています。しかしながら、過疎・少子高齢化が進むなか、それらを継承する人材不足などの問題が生じています。

(2) その対策

① 地域文化振興施設等

ア 地域文化振興施設

市民文化会館は、市民並びに近隣市町の地域住民にとって、芸術文化とふれあうことのできる施設であることから、市民文化会館の計画的な設備の更新と施設修繕を行います。

郷土室では、地域の豊かな歴史・文化・自然を生かした豊かな市民文化の創造を図るために、郷土に誇りを持ち魅力あふれる町づくりを進める上で重要な文化財の記録保存及び展示等を行い、生涯学習施設としての機能を充足させます。また、収蔵品のくん蒸等をはじめとする適切な保存を進めるとともに、本室の機能拡大のための整備を行っていきます。

イ その他

世界遺産に登録された「熊野古道」をはじめ、国指定天然記念物である須賀利大池及び小池をはじめとした多くの文化財は、本市にとって重要な文化遺産及び自然資源などの地域資源であり、その保存と活用を図るうえで、来訪者への適切な情報提供や安全確保のため、計画的に、説明板等の整備・更新、経路や橋・手すりなどの整備・修繕・更新等を行います。

さらに、災害時においてこれらに被害が発生した場合は、適切に復旧等を行います。

② 過疎地域持続的発展特別事業

ア 地域文化振興

本市特有の伝統文化・生活文化の継承のために人材の育成等を行い、地域内外に尾鷲市の伝統文化を広め、地域性の豊かなまちづくりを推進します。

(3) 計画**事業計画(令和3年度～令和7年度)**

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	①地域文化振興施設等			
	ア地域文化振興 施設	市民文化会館設備等改修事業	尾鷲市	
		郷土室整備事業	尾鷲市	
	イその他	一般保護事業	尾鷲市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「尾鷲市公共施設等総合管理計画」において、市民文化系施設は、地域コミュニティの核となる施設として、生涯学習やさまざまな催しを行う施設であり、幅広い年齢層に利用され、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行うこととしており、また、平成5年に開館した尾鷲市民文化会館については、文化施設として必要な音響・照明設備等が開館当初のものであるため更新が必要となっています。

利用実態や周辺市町を含めた人口規模に見合った運営コスト等を踏まえながら施設のあり方を検討しつつ、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行うこととしており、これらに基づき、(3)計画で示した事業を行います。

事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	移住体験住宅事業	移住促進の為の移住体験住宅 の運営	尾鷲市	
	空き家バンク事業	空き家バンクを活用した定住移 住促進(利用促進補助金)	尾鷲市	
	尾鷲市移住支援 補助事業	首都圏からの移住者に対する 補助事業	尾鷲市	
	定住移住情報発 信事業	スカウト型マッチングサイトでの プロモーション及び情報発信及 び移住センター負担金等	尾鷲市	
	地域との多様な 関り創出事業	関係人口を拾い上げ繋ぎ合わ せる拠点づくり	尾鷲市	
	テレワークワーケ ーション促進事業	テレワークワーケーションの促進	尾鷲市	
	尾鷲高校まちいく 事業	高校生に対して地域学を学んで もらい、定住の気づきを促す	尾鷲市	
	尾鷲市漁業体験 教室事業	UIJ ターンなどの漁業後継者対 策を推進するため、漁業現場で の体験事業を行う。	尾鷲市	
	漁業後継者確保 支援整備事業	漁業体験教室を経て、実践的な 長期研修を実施した経営体へ の支援を行う。	尾鷲市	
	漁師育成機関運 営支援事業	漁業協同組合が実施する漁師 塾の運営等に支援を行う。	尾鷲市	
産業の振興	藻類増殖試験・ 植生調査事業	海藻植生調査、藻類増殖試験 等を実施することにより、藻場造 成を図り、ひいては漁獲量の増 加を目指す。	尾鷲市	
	種苗放流事業	種苗放流(カサゴ、マダイ、ヒラメ、トラ フグ)を行い、漁獲量の増加を目 指す。	尾鷲市	
	藻類・二枚貝養 殖普及事業	ヒロメ・ハバノリ等の藻類養殖や アサリ・マガキ等の二枚貝養殖 の普及事業に取り組むことによ り、漁業所得の向上を図る。	尾鷲市	
	水産物普及啓発 事業	市内中学校等において、本市 で水揚げされる魚の捌き方や調 理法の体験実習等において、 水産関係者から直接学べる機 会を提供する。	団体	
	尾鷲市漁業経営 維持安定資金利 子補給事業	漁業経営維持安定資金を貸し 付ける融資機関に対する利子 補給を行う。	尾鷲市	

尾鷲市漁業経営維持安定資金保証料補助事業	漁業経営維持安定資金を借り受けた漁業者の債務に付された信用保証について、基金協会に対する保証料補助を行う。	尾鷲市	
尾鷲市漁業近代化資金利子補給事業	漁業近代化資金制度に基づき貸し付ける融資機関に対する利子補給を行う。	尾鷲市	
漁業共済事業	赤潮特約事業に対する掛金補助を行う。	尾鷲市	
有害鳥獣対策事業	野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組等を支援する。	尾鷲市	
農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援。	尾鷲市	
地域おこし協力隊事業	地域外の人材を積極的に受け入れ活躍してもらい、地域の活性化や地場産業である農業の活性化を目的として地域おこし協力隊を導入し、その活動を支援する。	尾鷲市	
中山間地域等直接支払事業	耕作放棄地の増加等により農地の多面的な機能の低下が特に懸念されている農業生産の条件が不利な中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持等を目指すもの。	尾鷲市	
直接支払推進事業	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金にかかる要件確認や現場における推進活動に必要となる経費。	尾鷲市	
多面的機能支払事業	農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援することにより、地域資源の適切な保全管理を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため。	尾鷲市	
農業委員会運営費	農業委員会の運営を円滑にし、農地法に基づく事務の執行、また農地等の利用の最適化を進めるために、農地の利用状況の把握を行い、遊休農地の解消や農地利用の集約化を図るため。	尾鷲市	
産地協議会強化	漁業者団体、流通、加工分野と	尾鷲市	

	支援事業	行政等が協議会を組織し実施する産地水産業強化事業に支援を行う。		
	海洋深層水推進事業	海洋深層水施設の適正な維持管理や利用促進を行い、水産業や製造業等への利用を推進する。	尾鷲市	
	産業開発促進事業	特産品開発等の推進により、地域ブランド等の創出・情報発信を行い、マーケティング調査も実施しながら地域経済の活性化を図る。	尾鷲市	
	尾鷲商工会議所関連事業	商工業関連分野の振興を目指し、商工会議所の実施する相談事業や振興事業について補助を行う。	尾鷲市	
	ふるさとガイド運営事業	まちなかのガイドを行っているふるさとガイドの会の運営費へ補助し集客交流産業を推進する。	漁協・水産関係団体	
	ウォーキングイベント事業	ツデーウォーク等、熊野古道と健康・食を結びつけたウォークイベントを開催し、集客交流産業を推進する。	漁協	
	まちなかの駅ネットワーク推進事業	「まちなかの駅ネットワーク尾鷲」と協力の上、まちなかの駅のPRと利用拡大を図り、来訪者のまちなかへの回遊や滞在を促し、地域での消費活動を活性化させる。	尾鷲市	
交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通活性化促進事業	ふれあいバスの維持を行うとともに、市内全域の公共交通の再構築を行っていく。	尾鷲市	
	地方バス路線維持事業	島勝線、長島線の運行に対して補助し、市民生活の利便性を向上させる。	尾鷲市	
生活環境の整備	住宅・建築物耐震診断事業	住宅の耐震診断に対して一部助成を行う	尾鷲市	
	木造住宅耐震補強事業	住宅の耐震工事に対して一部助成を行う	尾鷲市	
	空家等対策推進事業	市内に存在する空家数を調査し、空家等に関する施策の推進に活用する。	尾鷲市	
	防犯灯維持管理事業	市内各所にある防犯灯の維持管理を行う。	尾鷲市	
	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽を設置する家庭に、一定の補助を行う。	尾鷲市	
子育て環境の確保、高	多子世帯支援事業	第三子以上の子どもを持つ保護者にオムツ券を支給する	尾鷲市	

年齢等の保健及び福祉の向上及び増進	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援を実施し、児童虐待を防止する。	尾鷲市	
	尾鷲市社会福祉協議会運営事業	尾鷲市社会福祉協議会の運営に関する費用を補助する。	尾鷲市	
	老人クラブ連合会運営事業	老人クラブの活動に対して補助を行う。	尾鷲市	
	尾鷲市シルバー人材センター運営事業	シルバー人材センターの運営に対して補助する。	尾鷲市	
	療育教室事業	障がいのある児童に早期から個々の状態に合った療育を行う。	尾鷲市	
	障がい児保育事業	障がい児保育を推進するため、加配保育士を配置し、保育機能の充実を図る。	尾鷲市	
	予防接種事業	乳幼児及び高齢者の定期予防接種及び任意接種の助成をし、感染症を予防する	尾鷲市	
	子ども医療費助成事業	乳幼児の医療費を助成する。	尾鷲市	
	一人親家庭医療費助成事業	一人親家庭の医療費を助成する。	尾鷲市	
	福祉（心身障害者）医療費助成事業	重度の障がい者に対して医療費の助成を行う。	尾鷲市	
医療の確保	救急医療体制強化事業	一次救急体制について委託及び二次救急医療体制等についての補助事業。	尾鷲市	
教育の振興	学校 ICT 環境整備	1人1台端末を含む学校 ICT 環境を更新・整備する。	尾鷲市	
	ふるさと教育支援事業	児童に対し、ふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、自然景観・歴史伝統文化の体験など郷土愛を育む「ふるさと教育」を充実させる。	尾鷲市	
	スクールバス運行管理事業	九鬼・輪内地区における小中学生の通学手段の確保及び地域間交流活動等を行う際の移動手段の確保を目的とする。	尾鷲市	
	読書活動推進事業	図書資料等の充実を図り、また子どもの読書活動を推進するため、多様な行事に取り組む。	尾鷲市	
	図書館システム更新事業	図書館資料管理業務の効率化及び利用者の利便性を向上する。	尾鷲市	
集落の整備	自治会連合会活	自助共助の考えのもと、自治会	尾鷲市	

	動事業	の活性化・コミュニティーの醸成を行うため、自治会連合会活動に対して助成を行う。		
	コミュニティー施設維持管理事業	各地区コミュニティー施設の維持管理を行う。	尾鷲市	